

# 第9回日米知事会議議事録

昭和45年6月27日

全国知事会事務局

# 目 次

1. 開会式次第	1
2. 会議次第	2
3. 出席者名簿	3
4. 議 事	6
(1) 午前の部	6
(2) 午後の部	40
5. 共同声明	76
6. 協力的国際研究に関する決議	78

## 1. 第9回日米知事会議開会式次第

日時：昭和45年6月27日（土）

午前9時～9時45分

場所：都道府県会館別館

2階大会議室211号室

1. 来賓及び日米両国知事入場（楽団演奏）
2. 日米両国々歌演奏
3. 仮議長選出
4. 仮議長挨拶
5. 開会宣言（仮議長）
6. 日米両国知事紹介（日米両国事務局長）
7. 総理大臣祝辞
8. 自治大臣祝辞
9. 駐日米国大使祝辞
10. 日本側知事代表歓迎挨拶 桑原全国知事会々長
11. 米国知事団々長挨拶 ユタ州ランプトン知事
12. 閉会宣言（仮議長）
13. 来賓及び日米両国知事退場

## 2. 第9回日米知事会議次第

日時：昭和45年6月27日（土）

午前10時～午後4時

場所：都道府県会館別館

2階大会議室211号室

### 1. 会議手続き

(1) 開会宣言（仮議長）

(2) 議長選出

(3) 議長就任挨拶

(4) 経過報告 奥田奈良県知事

(5) 議題の採択

大気と水質改善の方策について（米国側提出）

生活及び産業廃棄物の処理対策（日本側提出）

### 2. 議 事

(1) 大気と水質改善の方策について

ア 報 告

米国側報告・ユタ州ランプトン知事

日本側報告・友納千葉県知事

イ 両国意見発表

昼 食（12：00～13：30）

(2) 生活及び産業廃棄物の処理対策について

ア 報告

日本側報告・亀井福岡県知事

米国側報告・

イ 両国意見発表

### 3. 共同声明

(1) 提案理由の説明

(2) 意見発表 池田佐賀県知事

(3) 採 択

### 4. 会議終了

### 5. 閉会式

(1) 米国知事団々長挨拶 ユタ州ランプトン知事

(2) 日本知事代表挨拶 桑原全国知事会々長

(3) 来賓及び日米両国知事退場

### 3. 出席者名簿

#### (1) 米 国 側

ユタ州知事	カルビン・L・ランプトン（団長）
オハイオ州知事	ジェイムズ・A・ローズ
ウイスクンシン州知事	ウォレン・P・ノウルズ
ミズーリ州知事	ウォレン・E・ハーンズ
ネブラスカ州知事	ノーバード・T・ティーマン
ケンタッキー州知事	ルイ・B・ナン
モンタナ州知事	フォレスト・H・アンダーソン
ウエストバージニア州知事	アーチ・A・ムーア
プエルトリコ知事	ルイス・A・フェレー

ランプトン知事夫人 ルーシベス  
ナン知事夫人 ブーラ  
アンターソン知事夫人 エベリン  
ローズ知事令嬢 シャロン  
クリフィールド事務局長令嬢 ライザ

全国知事会事務局長 プレバード・クリフィールド  
国務長官特別補佐官 A・E・マネル  
会議助力者 ルイス・F・イトウリノ

#### (2) 日 本 側

青 森 県 知 事	竹 内 俊 吉
山 形 県 知 事	安 孫 子 藤 吉
栃 木 県 知 事	横 川 信 夫

千葉県知事	友納	武人
山梨県知事	田辺	国男
富山県知事	中田	幸吉
愛知県知事	桑原	幹根
三重県知事	田中	覚
奈良県知事	奥田	良三
岡山県知事	加藤	武徳
広島県知事	永野	巖雄
山口県知事	橋本	正之
香川県知事	金子	正則
徳島県知事	武市	恭信
愛媛県知事	久松	定武
高知県知事	溝淵	増巳
福岡県知事	亀井	光
佐賀県知事	池田	直
鹿児島県知事	金丸	三郎
北海道副知事	三枝	三郎
長野県副知事	笠原	吉三
神奈川県副知事	佐々井	典比古
大阪府副知事	湯川	宏
全国知事会事務局長	宮内	弥

(3) 来 賓

内閣官房副長官	木村	俊夫
自治大臣	秋田	大助
在日アメリカ大使	アーミン・H・マイヤー	

#### 4. 議 事

##### (一) 午前の部

午前 10 時開会

- 横川仮議長 ただいまから第 9 回日米知事会議を開催いたします。

議事を進める前に、皆さまに議長の選出についておはかりいたします。議長は、従来 of 慣例と米国知事団のご推挙によりまして桑原全国知事会会長をお願いいたしたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 横川仮議長 ご異議がないようでございますので、議長を桑原会長をお願いいたします。

以上をもちまして、私の担当用務は終了いたしました。皆さま方のご協力を心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

〔仮議長降壇、桑原会長議長席に着く〕

- 宮内事務局長 議長のご就任のごあいさつがございます。
- 桑原議長 皆さま方のご推挙によりまして議長をつとめることに相なったのでございますが、皆さま方のご協力をお願い申し上げましてごあいさついたします。

それでは奥田奈良県知事さんに、日米知事会議の経過報告をお願いいたします。

- 奥田奈良県知事 ご指名によりまして、日米知事相互訪問計画のこれまでの経過につきまして、簡単にご報告申し上げます。

日米知事相互訪問計画の趣旨につきましては、1960 年 7 月全米知事会議で採択され、わが国全国知事会に送付された決議文のうちに、次のように述べられております。「日米両国国民の意思の疎通と、両国地方行政上の共通問題の解決に資し、貿易、観光、文化の交流発展をはかり、世界の平和と民主主義の助長に役立つものである」と。このような趣旨のもと



に第 1 回日米知事相互訪問は、1962 年 4 月、アメリカ知事団の訪日によって始められ、爾来おおむね毎年交互に両国知事の訪問が行なわれてまいりましたが、昨年 10 月には、日本知事団の 4 回目のアメリカ訪問が行なわれ、今回は、アメリカ知事団による 5 回目の訪問が行なわれた次第であります。相互訪問に伴う行事として、この間毎回日米知事会議と、両国の州と県との行政と産業の視察及び政府要路の人々との会見が行なわれてまいりましたが、会議は今回で通算 9 回に及び、きょう第 9 回日米知事会議が開催された次第であります。会議の議題として、多くの地方行政上の重要問題が取り上げられ、日米両国知事によって隔意なき意見の交換が行なわれてまいりましたが、昨年は社会福祉と青少年問題に及び、職業教育と訓練という二つの議題について、オハイオ州シンシナティ市における日米知事会議で両国知事により熱心な討議が行なわれました。視察に関しましては、昨年の例を申し上げますと、ハワイ、オレゴン、アイダホ、ネブラスカ、オハイオ、サウスカロライナ等 6 州の学教等教育施設、港湾施設、職業訓練施設、養魚場等の公共施設のほか、各種工場等の視察が行なわれました。ワシントン D・C におきましては、アグニュー副大統領、ボルペ運輸長官をはじめ、多数の上下両院議員と会見するほか、訪問各州の知事と親しく懇談いたしました。このような日米知事会議の開催と、両国の州と県の視察及び政府要路の人々との会見を通じ、日米両国民の理解と親善は一段と助長され、両国民の福祉の増進に輝かしい貢献をしてまいったのであります。

以上をもちまして経過報告にかえさせていただきます。なお、終わりに昨年 10 月、8 名の日本の知事及び副知事がアメリカを訪問いたしました際は、私が団長として参りましたが、各地において盛んな歓迎と、行き届いたお世話をいただきましたことに対し、この席をお借りして厚くお礼申し上げます。ご清聴を感謝申し上げます。ありがとうございました。

(拍手)

○ 桑原議長 ありがとうございます。

この際皆さまにおはかりいたしますが、この会議の議題として米国側から「大気と水質改善の方策」が提案され、日本側から「生活及び産業廃棄物の処理について」が提案されております。この2つを議題として採択してよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 桑原議長 ご異議ないようでございますので、この2つを議題として採択することに決定いたします。

次に討議の進め方についてでございますが、午前中米国側提案の「大気と水質改善の方策について」を討議いたしまして、午後日本側提案の「生活及び産業廃棄物の処理について」を討議いたしたいと存じますが、これにつきましてもご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 桑原議長 それでは、そのように取り計らわせていただきます。

それでは、まず米国側から「大気と水質改善の方策について」ランプトン知事にご報告をお願いいたします。

○ ランプトン・ユタ州知事 議長、私はまず最初に声明を行ない、それに対し何か討議、質問がありましたならば、あとまで待たないで話の直後にやっていただきたいと思いますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○ 桑原議長 はい。

○ ランプトン・ユタ州知事 それではご反対ないようでございますので、そのようにやりたいと思います。話が終わりましたら、遠慮なくすぐ質問してください。

先ほど申しましたように、日本に来まして、特にこの重要な問題を取り上げられることをたいへん喜んでおります。

われわれは、ともに経済的には非常に発展したわけでありましてけれども、このような経済成長、あるいは大きな進歩の結果として、このような弊害が出てきたわけでありまして。いろいろな汚染の問題にわれわれは共通に直

面しているのであります。もちろん両国の間にはいろいろ違いはありますけれども、その源は両国とも同じようなものであります。したがって、その対策としても同じような政策をとらなければなりません。このような都市化あるいは工業化め拡大の結果として、われわれのこの環境がだんだんと汚染されてきたにもかかわらず、われわれの社会は、それに対する対応のしかたにおいて比較的遅滞していたと言わざるを得ないのであります。その結果としてわれわれ市民1人1人に対して非常に大きな問題になってきたわけであります。これは州であれ、県であれ、あるいは国であれ、すべての人々に問題を及ぼしているわけであります。したがって、州、県レベルにおける施策は、特にこの点が重要になるわけでありまして、特に州の知事として、この問題を概観して、そしてわれわれがとらなければならない問題についての意見を述べてみたいと思います。われわれ知事の職にある者として、さしあたり生活条件の改善をするとともに、われわれ自身の不注意のため、未来の世代に汚染された地球を残すようなことをしないように全力をあげて努力しなければならないと思います。われわれは、このような目的を果たすために必要な資金には限界のあることを知っております。こういうふうに各州の知事が来ておりますので、工業州、農業州、それぞれ各州の公害問題をこの中に全部含んでいるのであります。したがって、われわれの不注意の結果出した汚染物を次の世代まで渡すことはできないわけであります。われわれの予算のできる限りを環境問題にさかなければ、この問題の解決はできないと言えらると思います。確かに予算の使い方に関しては、当然いろいろな企画をしなければなりません。しかしながらわれわれが住んでいるこの環境の正常化、改善は、何にもまして重要なことであり、特にこのような行政の責任者として、すべての社会の協力を得た上で資金を最も有効に使っていかなければならないのであります。特にわれわれはリーダーシップを発揮し、汚染の原因となっている各団体に適切な影響力を及ぼし、積極的な解決策を見出していかなければなりま

せん。公害問題に関しては、政府のいろいろなレベルが関係しておりますから、中央政府、州政府、県政府を問わず、それに関係しているすべてのレベルが密接に協力して仕事を行なわなければなりません。さらにわれわれ州、県のレベルにおいては、いままで産業誘致、産業振興ということにもっぱら重点を置いてまいりました。人々に仕事を与え、生活水準を向上させるために、非常に産業振興政策に力を入れてきたわけでありましてけれども、その反面公害問題は軽視してきたのではないかという点を考えなければなりません。われわれはいまや政策の転換を迫られているのではないかと思うわけでありまして。この点に関しては、政党の違い、政治的な意見の違いに左右されてはなりません。地域的な、あるいは国家的、国際的な見地に基づいてこれに当たらなければなりません。もちろん郡あるいはそれぞれの地域において当然事情は違ってまいりましょう。だんだん地域が広がるにつれて、政治的な問題も当然含まれてきます。しかしながら県レベル、あるいは県を集めた地域レベル、あるいはいわその中の市のレベルにおいて、当然この問題に対決していかなければなりません。そして、それぞれの地域、県の中の共通の問題という形で取り上げていかなければなりません。それに加えて、やはりすべての地域が財政的な面において得られる最大の資金をもってこの問題の解決に当たらなければなりません。こういうのが、この公害問題、環境問題の県レベル、あるいは地域レベルの取り上げ方であると私は思います。しかしながら、これは地域レベルにとどまるということであってはなりません。この問題に関して、皆さま方さらにここで積極的に議論するという形で取り上げられることを期待するわけでありましてけれども、この点に関してフエレ知事さんから州の事情を申したいと思います。しかし、こういうふうにはわがほうの知事から意見を述べていただきますけれども、皆さん方のほうで何か議論、質問がありましたら、いつでも手をあげて中断して質問してください。それではフエレ知事さんどうぞ。

○ フエレ・プエルト・リコ知事 日本側の知事の皆さま、友人諸君、小さ

な島の知事として、同じ島国であるけれども大きな日本に参りまして、非常に貴重な水と空気の質の向上について意見を交流する機会を得ましたことをたいへんうれしく思っております。私は、公害対策のうちの具体的な問題、特にいろいろの技術的な対処のしかたに関係してくる法律的な問題について意見を述べてみたいと思います。この問題に関して、プエルト・リコでは非常にまとまっており、また政府機構としても非常に中央集権化しているという点から、わが州においてはやや利点がありますので、特にこの点について意見を述べさせていただくわけでありまして。特にプエルト・リコにおいては、2年前からこの問題を取り上げ、天然資源特別局というものをつくっていろいろな天然資源、あるいは自然環境の保存に乗り出したわけでありまして。これによって、一般的な公衆環境の保存という点で非常に強力な法律に日本に立つ少し前に署名したのであります。先ほど申し上げた天然資源環境特別委員会に関して非常にユニークなことは、これを、いろいろな分野を問わず、すべての政府機関を横切って全体でこの問題に当たるという形にしたことでありまして。そしてその結果として、いわば生態学的な見地から環境問題に当たることを義務づけたことでありまして。その次に、この特別委員会が中心になり、そこにわが市の市長、市民代表、あるいは政府代表が集まって、それに最高権限を持たせたこと。3番目にこの特別委員会には、技術的にも、その他の面でも専門家を集めて、十分な予算を与えて調査、研究を依頼し、その結果として環境維持のための問題を政治的、経済的な制限なくして取り組むことができるようにしたこと。4番目に、この特別委員会に非常にはっきりとした強力な権限を与えて必要と思われる施策を強制できるようにしたこと。そして大衆の面、あるいは政府の面から来るマイナスの影響に関しては積極的に対処することができるようにしたこと。さらにこういうことを通して、プエルト・リコでは、特に産業革命以来起こってきたいろいろの汚染の問題を積極的に解決し、処理することができるような見通しを得たわけでありまして。今日では、も

はやこの問題に関して妥協する余地はないのでありまして、われわれが住んでいる環境を、もはや特別理解を持った人々の処理にまかせておくことはできない。環境は、そこに住んでいる人すべての共通の財産であるという見地に立っているわけでありまして。この問題に関しては、この新しい立法手段の運営上、当然いろいろな問題が出てくることも予想しております。しかしながら、その問題に関しましては、先ほど申しましたように全く妥協の余地はないという見地に立ち、またいろいろな技術的なものを利用してその問題に対処していくつもりであります。近代技術と、すばらしい環境とが共存できるという確信を持っている次第であります。

○ 桑原議長 それではまだアメリカの知事さんからもご意見がありましょうけれども、この機会に本議題につきまして、日本側から友納千葉県知事さんにご報告をお願い申し上げます。

○ 友納千葉県知事 私は千葉県知事の友納です。ただいまアメリカにおける「大気と水質改善の方策について」のご報告を承り、貴国の対策を伺う機会を得たことを光栄に存じます。

はじめに、わが国は経済発展の結果、1969年の国民総生産は52兆4千億円に達し、10年前の2.6倍に達しました。これは、国内的には1960年代の地域開発の推進と産業の重化学工業化の2つの政策の成果であるといえましょう。

これに伴いエネルギー革命が生じました。すなわち、石油消費量の爆発的急増であります。石炭と石油のエネルギー源中のシェアを比べますと、1955年石炭50%、石油28%、1965年石炭20%、石油60%となりました。このことは、亜硫酸ガス公害が生じた原因のおもなものとなっております。また、日本の人口はその61%が都市に集中しております。それは千葉、東京、神奈川、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫という各都道府県、すなわち太平洋沿岸のメガロポリスを形成している地帯であります。

この地域は、多分ご存じのように、わが国近代産業の発生地であり、わが国経済の隆盛を今日でも支えている重化学工業地帯であり、貿易基地でもあります。その結果は、亜硫酸ガス、その他の大気汚染、水質汚濁により生活環境の悪化も進行し、たいへん深刻な行政課題となったのであります。また瀬戸内海沿岸をはじめ国内地方に散在している工業地帯にも産業廃棄物の公害問題が起きております。

次に公害の現況について申し上げます。その現象の 1、2 をあげてみましょう。三重県四日市市に巨大な石油コンビナートがあり、ここに「四日市ぜんそく」という固有名詞化したぜんそく性の肺気腫、気管支炎などの重病患者が発生し、捨てた油によって魚がくさくなるなどの問題も起きているわけです。

また、都市排水等によって水質の汚濁が進行し、特に工場排水による各種の被害が各地で問題となっております。たとえば、カドミウムによる骨軟化症、メチル水銀中毒症、くさい魚による漁業被害等がそれであります。タンカーなど船舶の航行量の増大も沿岸海域のよごれによる被害の増加をもたらしております。

このように水質汚濁は、農水資源に直接の被害を与えているほか、上水道、工業用水等の各種用水をも汚染しております。多くの都市河川では自浄作用の機能が失われ、悪臭を生じ美観をそこねることにもなっているであります。

自動車の排気ガスについてみますと、東京都内で交通量の多い地帯で問題化しており、地方自治体や住民が一体となってその解決に努力しているところであります。

次に公害の防止対策の状況について申し上げます。まずその経過を述べます。公害が国民の健康や生活環境に与える影響が大きくなったので、政府において次のような施策が行なわれました。

1958 年に初めて水の汚濁対策のための法律が制定され、さらに 1967

年に船舶の油による海水汚濁の防止のための法律ができました。次に、大気汚染防止のため 1962 年にばい煙の排出の規則等について法律が制定されました。以上の法律で、水についても大気についても、中央政府が規制地域を指定し、その指定地域における排出の基準を定めることになっておりますが、指定地域以外、あるいはそれに入っていない物質については、地方団体の条例で地域の実情に即するような規制ができますので、逐次そのような条例ができつつあります。

次に公害対策基本法の制定について申し上げます。このように各種公害の防止対策として諸法律が制定されましたが、それだけでは必ずしも十分な対策とはなり得ないので、総合的に公害問題の根本的な解決をはかるための基本法として、1967 年に「公害対策基本法」が制定されたのであります。この基本法は、対象とする公害の範囲、公害防止に関する関係者の責務、公害対策の手法や方策についての基本的な指針、公害行政運営の総合化のための方策等について定めたものであります。

公害対策基本法に基づく具体的施策として第 1 は、各種の環境基準の設定であります。環境基準とは、人の健康や生活環境を保護する上で維持されることが望ましい基準でありまして、行政上の達成目標となる点で重要な役割りを果たすものであります。まず亜硫酸ガスについては、1969 年 2 月に環境基準が定められました。そして、これに基づいてばい煙の排出について規制をすることとなったのであります。この内容としては、排煙量の減少のための措置、たとえば低硫黄重油への切り、かえをとるべき勧告ができることが特徴であります。一酸化炭素についての環境基準は本年 2 月に閣議決定されました。これに基づいて、まず自動車の排出ガス対策が取り上げられ、一酸化炭素の排出規制、炭化水素の排出規制が行なわれております。

本年 4 月に水質汚濁にかかる環境基準が閣議決定され、人の健康の保護及び生活環境の保全に関し必要な水質汚濁防止の行政目標が示されました。



第 2 には、国の示す基本方針に基づいて、特定の地域に公害防止のための長期計画を作成することであり、現在 3 地域において作成中ではありますが、本年中にはさらに大工業都市圏を形成する 3 地域に対し、国の基本方針が示されることになっており、引き続き 5 地域について基本方針の検討が始められることになっていきます。この事業には多大の経費が必要でありますので、それぞれの地域をかかえる地方団体では、中央政府に対しその財源を措置するように強く要望しているところであります。一方中央政府のほうでも、この事業費の負担割合をどうするかについて研究会をつくっており、近くその結論が得られるものと考えております。

第 3 には、「公害による健康被害救済法」が昨年 12 月に制定されたこととあります。これにより、公害病を認定し、これらの被害者が治療を受けた場合の費用を企業と国と地方団体で負担することになりました。

第 4 には、本年 5 月に「公害紛争処理法」が制定されたこととあります。これによって公害問題で起こった紛争を解決するための手続がきめられ、その機関として国と府県に審査委員会が置かれることになっております。

一方地方団体では、公害対策基本法をはじめ、関係法に基づいて各地域社会の実情に即した条例を制定して大気汚染、水質汚濁等の公害防止対策について企業を指導しているとともに、公園、グリーンベルトをつくったり、工場地域と住宅地域を分離させたり、公害工場を移転させる等の対策を講じています。さらに企業に対しては、地域開発のために誘致するだけでなく、公害防止協定を積極的に結んでそれを守るように指導している地方団体も多くなっております。また中央政府に対しては、公害行政が多くの省庁にまたがっていて総合性に欠けるきらいがあるので、国の公害行政の一元化を強く要望しているのであります。他方、これらの大気をよごす物質を排出する企業の側においても、一部の大企業においては積極的に重油脱硫装置の設置等により公害を出さないような努力が続けられております。しかし多くの中小企業の中には、公害防止のための十分な施設をつく

だけの余裕がないのが実情でありますので、これらの企業に対して財政的に援助をしている地方団体もございます。

最後になりましたが、1965年6月に法律によって「公害防止事業団」というものが設けられました。これは、公害が著しいところとか、今後公害がひどくなりそうな地域に公害防止のための施設をみずからつくったり、あるいは地方団体や企業がそのような施設をつくるための資金を貸し付けたりする機関であります。その内容も次第に充実してまいり、公害防止のために重要な役割りを果たしつつあります。

以上が大気と水の汚染防止のために現在行なわれている施策の一端であります。何ぶんにも公害行政はまだ緒についたばかりでありますので、各位のご高見も拝聴いたしまして、今後の貴重な参考にいたしたいと存ずる次第であります。ご清聴を感謝いたします。(拍手)

○ 桑原議長 ありがとうございます。

ただいま議題となっております「大気と水質改善の方策について」はお聞き及びのとおり、アメリカ側からランプトン知事さん、フエレ知事さんからそれぞれご報告があったのでございます。日本側につきましては、ただいま友納千葉県知事さんからご報告がございました。これらのご報告についてご意見、ご質問がございましたら、時間の許す限りご発言を願いたいと存じます。

○ 加藤岡山県知事 私はプエルト・リコのフエレ知事さんにちよっと伺ってみたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

私はちょうど3年前にプエルト・リコを訪問する機会を得ました。ただし、それは計画的に行ったのではございませんで、日米知事会議が終わりまして、ニューヨークからブラジルへ参ります途中で飛行機が故障しましてそれで行くことになったのでございます。そのときの印象は、プエルト・リコのサンファンは、海も非常にきれいでしたので、環境が汚染されておるなんて全く考えられませんでした。空気をきたなくするような工場もみあたりませんでした。しかしいま伺いますと、非

常に強力な法律を制定され、そして特別局も設けられ、また委員会には非常な権限と予算を与えた、というご説明がございましたが、守ろうとされるものが何であるか、この点を教えていただければありがたいと思います。

○ フェレ・プエルト・リコ知事 われわれは将来の問題を予期して、それに対処しようとしているわけであります。といいますのは、世界の現状を見ましても、計画の不足のために、それが見る間によごされていった事例を私はたくさん知っているのであります。そういう見地から、もっと早くから始めれば、非常に安いコストで公害を防げると私は思っております。確かにわれわれはいまのところ汚染も少ないし、水もわりあいきれいではありますが、今後ずっとこの状態にしておきたい、しかも工業は今後とも起こしたいのであります。それと同時にきれいにしておきたいので先ほどのような措置をとったわけであります。

○ 桑原議長 ありがとうございます。

ほかにどなたかございますか。

○ ローズ・オハイオ州知事 友納知事さん、空気の中の硫黄分についてはどういう措置をとっていらっしゃいますか。

○ 友納千葉県知事 3つの方策をとっております。

1つは、ある地域に放出される亜硫酸ガスの量を制限することです。そのためには工場の新増設をある程度規制しなければなりません。もう1つの方法は、亜硫酸ガスの少ない低硫黄重油を工場にたかせる方法であります。しかし低硫黄の重油の量が少ないので、普通の硫黄から脱硫装置を使って硫黄の少ない重油をつくることを奨励しております。3番目に、拡散と申しますか、煙突を高くして、なるべく広い地域に薄く拡散するという方策をとっております。こういう3つの方策をもとにして対策を講じているわけでありますが、実際の話になりますと、法律条例等にいろいろ不整備な点がありまして、企業との間で話がつくまでに相当長い時間がかかっているのが現状でございます。

- ローズ・オハイオ州知事 もうちよっと友納知事に聞きたいのですが、  
県の間で産業誘致競争があると思うのです。ある県は産業に対してあまり  
きびしくない公害措置をとる。そういう形で企業の誘致競争をやる傾向が  
あるのじゃないかと思います。公害対策の弱いところへと企業が流れてい  
くということがアメリカにはありますが、こういう問題は日本にはござい  
ませんか。
- 友納千葉県知事 おっしゃるとおりです。国際的に見ましても、工業の  
ない国は工業を誘致することに熱心です。自然な美しい国にしておいたら  
いいのじゃないかと私は思いますが、そういう国々は工業を一生懸命興そ  
うと努力します。国内的に見ましても、工業の盛んな県は公害防止のため  
に工場を制限しようとしています。工業のない地方、県、市町村は税金を  
まけたり、各種の利便を講じて工業を誘致しようという傾向があります。  
私の県は、20年ほど前は一生懸命企業を誘致しましたがけれども、ここ10  
年くらいは、工業の誘致を県民としてむしろ迷惑に考え、制限しようとい  
う気持ちになっています。しかし、20年前までは、やはりいま工業のな  
い県と同じように工場を誘致することに熱心な県でした。
- 桑原議長 ありがとうございます。
- ローズ・オハイオ州知事 大気汚染の80%から90%は自動車からく  
るわけですが、それに対する対策はどうですか。
- 友納千葉県知事 これは、きよう欠席している美濃部都知事がいるとい  
い答えができるのですが、私の県や、ここにいらっしゃる県では、まだ自  
動車の排気ガスはアメリカほど問題になっておりません。起こっているの  
は、東京、大阪、名古屋などの大府県で問題が起きているのが現状でござ  
います。
- ランプトン・ユタ州知事 それでは友納知事に質問させていただきます。  
先ほどのお話の中で、大気汚染の基準を設けられたということですが、  
亜硫酸ガスのPPM単位での許容量はどれくらいになっていますか。

- 友納千葉県知事 5 つ基準があります。1 つは、1 年間の平均の汚染度が 0.04PPM 以下という定めがあります。それからあと 4 つは、私いま詳しく覚えていませんが、1 時間当たりがこれだけをこす日が 1 年間の何日以上あってはいけません。あるいは 1 時間当たりの汚染度がこれ以上になってはいけないとかいう基準が定めております。東京、大阪もそうかもしれませんが、こういうところは政府のきめた基準を上回っております。その他の府県でも上回っているところがございますが、大体はそれ以下におさまっています。
- 中田富山県知事 ランプトンさんに伺います。排水の中に含まれる重金属の規制基準は、まだ日本では非常に少ないのでありますが、先般、たしかオハイオ州だと思いますが、エリー湖へ流れ込む水の中の有機水銀の問題が新聞紙上で伝えられたことがございました。こういう問題に対する、アメリカにおけるいろいろな規制基準のきめられている内容を少し聞かせていただきたいと思えます。
- ランプトン・ユタ州知事 オハイオ州のローズ知事をお願いすることにしてしましよう。
- ローズ・オハイオ州知事 オハイオ州のエリー湖へはデトロイト川が流れ込んでおります。エリー湖に流れ込む水の 95% はデトロイト川からくるわけです。これに対してデトロイト市としては一次処理しかやっておりません。水の 40% しか処理しておりません。92% の水がオハイオ州からエリー湖に流れるわけです。デトロイト川の 3 分の 1 はカナダから来ております。したがって、国際的にわれわれはまだそういう取り決めを持っておりませんので、エリー湖の管理をしておりましてもその点がわれわれとしては対処できないわけです。したがってエリー湖の汚染に対する施策が十分でないのであります。皆さんご存じのように、1912 年、1914 年のときにたいへん伝染病がはりました。そのときの結果として、下水にふたをすることが一般的になりました。アメリカでは日本と同じように

3段階に分けて水を処理しております。まず40%、その次には80%から85%、3回目には95%まで処理できるわけです。われわれは月に行ける技術を持っているにもかかわらず、実はずっと昔の1912年ごろ、55年ぐらい前と同じような処理のしかたをしているわけです。したがって、こういうことからまだ水の汚染の問題が深刻だと思うわけでありまして、こういった点で、すべての技術を国際的に投入して、もっと安く処理ができなければ、われわれのような州の財政だけではとても解決できない問題があります。われわれは、この湖、川の水を源のところから同じ質の水にする責任を持っています。そしてそれに対して研究開発を行なって国全体で科学技術をそっちに注ぐように協力しなければならないと思います。月に行ける技術をこの問題に向けていけば、とっくの昔に水はきれいになっていたはずですよ。われわれ州レベルとしては、いろいろな解決を見つけようとして一生懸命やっております。しかし、そういった点でなかなかちががあかないわけです。特に水の処理につきましては、国際的に技術を結集するようにしませんと、とてもこの問題はわれわれ州レベルだけでは解決できないんじゃないかと思います。月に行ける技術を持っているわけですから、国際的、全国的に力を結集してやればできると思います。そうでなければ、この問題はとても解決できないんじゃないか。アメリカでもこの問題を研究開発しているところはありますけれども、州レベルだけではとてもその金がないというのが、正直なところであります。問題があることも、またその答えも知っているのでありますけれども、それに対処するだけの素地がないということでもあります。現在の古くさいやり方では、とても水の処理はできないと私は思っています。水の中にどういう汚染があり、問題はどういうものかということも、基準をどういうふうにしなくちゃならぬかということも、みんなわれわれ知っております。しかし、なかなかそれを実施するだけの金がないわけでもあります。ですから、日本でやったことはすぐわれわれにも知らせ、日本の技術はすぐわれわれにも使

えるということになると非常にやりやすいわけであります。したがって、われわれはこの知事会議の機会を利用いたしまして、この両国の政府指導者に対して国際的な研究開発と技術の利用を要請するような決議案をぜひ通したいと思っております。

- 友納千葉県知事　ちよっと2つ聞きたいと思っております。1つは、国の法律と都道府県の条例の関係ですが、日本では、法律で定めた以上は、それと違う定めを都道府県の条例ではできないことになっています。アメリカでもそういう関係になっているかどうか。そして、国と都道府県の条例の制定関係でトラブルが起きている例はないか。国よりも強い基準を条例で定めたいというのに、政府が法律で定めているからそれ以上高い基準を定めるはいけないといった意味の紛争が起きていないかということが1つ。もう1つは、公害行政のための財源の問題です。日本では特別な公害行政をするための都道府県の財源がありません。日本ではほとんど原油が出ませんので、多量の原油を日本は輸入します。その原油にかけている関税の一部を公害行政のために都道府県にもらいたいという主張を知事がしておりますが、そういう例がアメリカにありますかどうか伺いたいと思っております。
- ランプトン・ユタ州知事　最初の、中央政府と州の法律関係の対立ということに関してであります。国の議会が約1年前に空気清浄法というものをつくりまして、それで州あるいは地域に大気清浄地域なるものをつくってそこで基準をつくっております。全体の空気汚染物、あるいは全体の環境に関して国の基準があるわけですが、しかしそれに対して、連邦政府としても州がそれ以上の基準をつくろうと思えば、それを許す規定を持っております。たとえば私の州では亜硫酸ガスに関して0.10PPMが州の基準であります。それに対して連邦政府は0.11でありますから、私の州のほうがきびしいわけであります。そういう権利は、国としてもその法律で認めております。これは私の州の問題でありますけれども、特に第2の質問に関してはほかの州の知事から答えてもらいたいと思っております。

- ローズ・オハイオ州知事 予算面の問題としては、常に対立があります。理由としては、10億ドルの出費が水問題にあったわけでありまして、それに対して州としては2億ドル金を使っているわけです。特に私のところのように湖の地域の者にとっては非常に水問題が大きいのでありまして、人口の33%はそういう地域に住んでおります。先ほど日本の方が国に対して要求していると言われましたが、これはわれわれも同じでありまして、われわれも、これは主として国の問題なのだから国として金を出せと連邦政府に対して要求しているわけです。特に大気汚染の80%は自動車から出ている。これは国のレベルの問題でありますから、それに対して州だけでやれというのはとても無理だ。いまのところ8億ドル連邦政府からもらっておりますが、もっと協力してもらわなければとてもだめだ。これくらいじゃ表面をかくくらいなもので、全然役に立ちません。空気と水を一緒に解決する必要があります。したがって、何らかの方法で、先ほどの科学、あるいは技術開発の面でこの問題を解決してもらわないとだめでありまして、したがって、州のレベルでいろいろと基準をつくってみても、国のほうがそれに対して金を持ってもらわないとだめでありまして。
- 加藤岡山県知事 日本では2年前に公害防止に関する法律ができました。その中で企業が公害防止につとめなければならない責任は明らかにされておりますが、しかし、それは個々の施設について企業が責任を負うことが明確にされているのみでありまして、環境全体が汚染された場合の施設をつくっていく上での企業の負担すべき根拠はこの法律にあります。具体的な負担のパーセンテージは明示されていないのであります。いま日本では大きな問題として、企業にどのように公害防止施設の金を負担させるかが論議されており、研究が行なわれている最中でありまして。アメリカでは環境全体を守るための施設をつくる際に、その原因者である会社や企業に負担させることが具体的にきめられているかどうか、この点を伺いたいと思います。



○ ハーンズ・ミズーリ州知事 私、いまの加藤さんの質問にちよっとつけ加えまして、それからミズーリ州に関してちよっとお答えしたいと思います。

ランプトン知事が、州として連邦のレベルよりももったきびしい基準を認めることは許されていると言いましたが、私の州、ミズーリ州におきましては、2つ、この地域の中で東側と西側とで違いがあります。これはカンサスシティー、セントルイスなどの大都市があるところでありまして、都市地域にまたがっているイリノイ、カンサスの両州に関係してくるわけでありまして、ミズーリ州が中央政府のものよりももったきびしい規制をしようと思っても、この2つの隣の州の協力を得ないことには、あまり役に立たないわけです。そこでわれわれは友納知事さんに申し上げたいのでありますが、州間協約というのがありまして、ほかの州と協約を結ぶわけでありまして、われわれはイリノイ州、カンサス州と話し合いをして、同じような法律、同じような規制をきめてもらうような話し合いをして、それぞれの州議会でそれを認めてもらうようにやっております。

ところが、これでは手間がかかり、しばしば遅延するわけです。その間に公害汚染がだんだんひどくなるということがしばしば生ずるわけです。率直に言いますと、隣の州とそういう点でいろいろ問題を起こすことがあります。といいますのは、われわれの州ではもう産業は要らない。ところが、隣のイリノイ州でどんどん産業を誘致するものですから、そういうことで隣の州では公害問題に関しても非常にゆるい規制しかやらないことになるわけでありまして。

先ほど、知事さんの質問につきまして、われわれは確かに空気保全委員会というのが基準を設けており、その基準を守らせるようにしております。それに対して産業の側にも問題があります。したがって、産業側と協力して問題に当たらなければならぬということは、当然であります。それと同

時に企業としても不当にものごとをおくらせないようにしなければならない。中田さんは先ほど企業側のことを申されまして、企業側に金を払わせたらどうかと言われたわけでありませう。

ローズさんが先ほど簡単に言われましたように、特に自動車からの汚染に関して、工場の場合には非常に見つけやすいですから、それを直させることもできるわけです。ところが日本の一般の市民が運転する車になりますと、それは会社に持たせるわけにいかないで、その原因を出す人ということになる、今度は市民に払わせなければならぬということになる。そうじゃないと、全然これは処置がとれないということになりかねないわけですので、この問題は日本側の人はどう考えておられるのか。たとえば公害問題のために増税しなければならぬことになる、日本の市民はどういう反応をするでしょうか。そういう点特に日本側の感触を伺いたいです。たとえばまた硫黄分が少ない石炭をつくらなければならないということになりますと、工場あるいは電力会社などにも、コストの面で影響が出てくるわけでありませう。そうすると電力料金を上げなければならぬ。そうしますと消費者の側にも影響が出てくるわけです。そういうことに市民としてはどういう態度をとるだろうか。公害がひどいのだから、電力料金が上がっても、税金が上がってもしかたがないと思うでしょうか。日本ではその辺のところはどうでしょうか。

- 友納千葉県知事　いまのお答えですが、日本はアメリカと違って非常に狭いですから、大きな川が少なく、水力で電気を起こすことができないわけですね。幾分は起こしておりますが、主として石油をたいて、火力で電気を起こしております。そこで、石油を原料にして電気を発電するのが、一番大きな亜硫酸ガスの発生の原因になっております。

そこで、非常にむずかしい問題があります。電気をたくさん使うのは東京、大阪、名古屋などの大都市です。しかし、その中では電気は発電できないのです（水力によるとしても）。また石油をたいて発電するとしても、

公害問題がありますので発電できません。そこで東京のための電力を千葉県や神奈川県で、隣の県で起こさなければならぬ。そういう意識が住民に強いために、住民としては電気のコストが上がるよりも、自分の県のためでない電力を起こす、そしてそのためにわれわれが公害をこうむるのは不合理だという主張があります。したがって、コストの問題よりもそういう問題が意識に強く出ているわけです。

しかし、そういっても、東京都の電力を隣の県は考えなければなりません。そこで、亜硫酸ガスを発生しない電力の起こし方がないかどうかを考えているわけであります。その1つは原子力発電であり、1つは液化天然ガスによる発電です。原子力発電については日本国民は、原子力というものにこわさ、恐怖感を持っておりますので、いろいろ問題があります。

また、この原料が非常に少ないという点もあります。それから液化天然ガスも、アラスカとかボルネオとかで生産されておりますが、供給量が不安定です。それと原価が非常に高い。石油で電気を起こすよりも高いという問題があります。そこで電力会社にしてみますと、住民の意向はそうなっていても、産業や社会生活の基礎になる電力が高くなったのではという配慮があるために、石油による発電をさらに広げていかなければならぬという苦勞をしているわけです。

- 亀井福岡県知事 2点だけご質問したいと思います。1つは公害の発生のもとである企業が工場を立てる際に、私どもとしては法律あるいは条例で十分規制できないものについて、企業側と県知事とが公害防止協定を結び、そして公害防止を義務づけて企業側にやらせている。たとえば煙突の高さには規制がありません。先ほど友納知事からお話のように、ばい煙の拡散をすることも1つの公害防止の方法でありますから、その場合には地域の煙突の状況等をにらみ合わせながら、その高さについては企業とわれわれとが相談してきめさせる。あるいは知事の権限の中で、工場の中に立ち入り検査ができない面がたくさんあります。これは法律の規定がありま

す。そういう面についても知事が立ち入り検査できるように、企業側と公害防止協定を結ぶ措置をとりたい。このように法律や条例の足りないところを補完する努力をいま続けております。アメリカではこういう点についてどんな実情であるのか、お聞かせいただきたいのが第1点。

第2点は、公害発生のおそれある企業が大企業である場合は、みずからの力で設備の改善なり施設の整備なりができるわけですが、問題は中小企業の場合であります。中小企業の場合にわれわれは、基準を守らせるための指導をいたしますが、それに必要な施設の改善あるいは整備のために資金的な力を――幸い日本では、公害防止事業団というものができておりますが、なかなか中小企業の端々にまで円滑に金融をすることができない。やむを得ず県独自でそういう融資を行なっているわけですが、こういう中小企業に対してアメリカの各州では一体、知事はどういう措置をされているのか。そういう点についてお答えをいただきたいと思っております。

- ムーア・ウェストバージニア州知事　いまの2つのご質問につきまして、産業あるいは産業のグループに対しては、われわれ州として積極的に踏み込んで規制していく権限は持っております。またわれわれの州の中の力として、公害のレベル、汚染のレベルを（水でも空気でも）測定していく、こういう現実も持っております。

2番目の中小企業の問題、特に資金的力がない中小企業はどうしたらいいかという質問ですが、私の州では――アメリカで私の州だけではないと思っておりますが――1つの提案を行なって、特に中小企業の財政的な問題、財源的な問題があることを認識して、われわれ州として税金上の優遇措置をやる。これは中小企業に限らないのですが、特に汚染を防止するために行なう投資に対して税金を免除するという施策をとっております。日本でも同じだと思っておりますが、お金だけではなく、技術も非常に問題であります。会社としては公害対策を行なうだけのお金を持っているけれども必要な技術がないという企業も多いわけですので、その点でも問題があると思うの

です。税金上の減税とか免税とかに関しましては、当然、ある州に長くいる企業に対して、これから公害対策について積極的な措置をとっていくつもりでおります。アメリカでは公害問題が一般市民にとっても重大関心になっておりますので、企業の側としてもそれを守らざるを得ない状況になっております。したがって、州としてもそれを抑制し、禁止し、必要な処置をとることについては支持が得られるわけでありまして、たとえばある特定産業を閉鎖することもわれわれはやらなければならないし、また可能であります。しかし、やはり、そういう方式だけでなく、企業みずから処置をとることを可能にするために、より積極的な施策を持たなければならないと思ひまして、先ほど申したような税金上の処置もやっているわけでありまして、特にオハイオ州、ウェストバージニア州においては、この2つの州の間で州議会が協定を結んでおります。これは現在、国の議会にもかかっておりますけれども、これはオハイオ側にいろいろな非常に大きな工業地帯があります。中央アメリカ工業地帯と呼ばれておりますが、それを州の区域をこえて規制をしているわけでありまして、先ほどの問題に返りまして、税金上の優遇措置、免税措置については、特にそれが必要な産業に対しては積極的にやっておりますし、今後も進めていくつもりでおります。

- 友納千葉県知事 先ほどのお答えで、ちよつと訂正をさせていただきます。1年間の平均値は0.04PPMと申しましたが、それは0.05PPMの間違いでございます。

それから1時間当たりの1年間の平均値を申し上げますと、いま千葉県の工業地帯は0.04PPM、東京都は0.08PPM、それから東京のすぐ南の神奈川県に川崎という工業地帯がありますが、ここは0.11PPMという年間平均値を示しておりますから、政府のきめた基準を上回っております。政府は、今後5年間ないし7年間に政府のきめた平均値まで改善しなさい、そのために改善計画を出しなさいと言っております。

- 桑原議長 どなたかございましたら……。

○ 田中三重県知事 アメリカの知事さんに3つ伺いたいのですが。第1は先ほどランプトンさんのお話の中にもありましたが、私どもの県の四日市は、大気汚染と水質汚濁の2つの公害問題を持っておりますが、特に大気汚染については四日市ぜんそくといわれる、全国的に有名な問題になっております。しかし、一番大気汚染で市民の苦情の多いのは悪臭についてです。ところが、臭気の原因は非常に複雑でありまして、現在、ガスクロマトグラフィを使って測定しておりますが、臭気がどの工場から出ているか、その正体をつかむことが非常に困難であります。したがって、やむを得ず市民の中から選んで臭気モニターを置き、いわば人間の鼻で企業の臭気を監視している。ある意味で非科学的なやり方ではありますが、そういったことをやっております。アメリカでは臭気の公害は全然問題にならないのかどうか。あるとすれば何がこれに対して科学的な対策を用意しておられるのか、伺えればありがたいと思います。

第2の問題は、日本では、先ほど千葉の知事からご報告がありましたように、大気汚染につきましては、産業公害のほうが全国的に問題になっております。自動車の排気ガスや都市の暖房などから起きる大気汚染は大都市に限られている状況であります。アメリカでは、大気汚染といえばむしろ、自動車の排気ガスあるいは最近では飛行機のジェットエンジンの排気ガスのほうが大きな問題になっていると理解しているわけですが、最近、私どもが仄聞するところによりますと、アメリカでは自動車の排気ガスについては全然公害の起きないエンジンの開発が大体成功されている。あるいは成功する見通しがついていると聞いておりますが、一体、いつごろこれが実現をみるのか、お伺いしたいと思います。

第3番目に、新聞紙上で拝見していることですが、ニクソン大統領が公害についての教書を発表され、積極的に公害対策に乗り出しておられますが、その1つの方法として、公害を起こしている会社を片はしから告発しておられる。この告発の効果は、どのようにあらわれているか、お

伺いできればありがたいと思います。

- ローズ・オハイオ州知事 最初のお答えですが、われわれ州知事でもやはり、水質汚染に関しては連邦政府が基準をつくって、連邦政府の法律が全国的に同じものをつくるべきだ、そしてそれ以上のものがある場合には、州でもできるようにしなくてはならぬと思います。連邦の法律ができましたが、デトロイト市ではそれより前から第2次、第3次処理をやっていたわけであります。それでオハイオ州に入っておりますが、湖の部分に関しては、やはり隣の州の協力を得て、連邦の基準よりも上のものを行っております。したがって、いわゆる州の間の協力がなければとても公害の問題は解決できない問題であります。

自動車の排気ガスの問題は特にここ2、3年出されている問題でありますが、ミズーリ州のハーンズ知事が言われたように、自動車に公害防止装置をつける結果、自動車のコストが上がることになっております。これはしかたがありません。

またウエストバージニアのムーア知事が言われたように、われわれはそういう工業に対して処置をとってもいいけれども、技術的な基準を与えなければだめだと私は思っております。したがってアメリカでは――特にアメリカの議会のことを言わなければならぬと思いますが、この問題の解決に関して州レベルで孤立してやっけてはだめであります。もちろん、州レベルでみな違ったものを持っておりますけれども、公害問題に関してはわれわれは、オハイオ州の人間、何々州の人間ということではなく、みな同じアメリカ人であります。プエルト・リコの人もおりますが、あそこは非常に環境に恵まれておりますけれども、われわれはそんなにいい環境ではないのです。

- ノウルズ・ウイソコンシン州知事 田中知事が出されたたにおいの問題について、われわれの州ではマディソン市に食品包装工場があり、そこでいろいろにおいが出ておりますが、それに対し、蒸気のスプレーをかけて、

—それにバナナのにおいとかいいにおいを入れて、それをスプレーするというのをやっております。これはその会社の従業員がやっておるわけでありましてけれども、これは従業員として非常に重要な問題として近所にも及ぼすことをやっております。

飛行機の排気ガスの問題が出ましたが、航空機産業として今後ジェット機は 1972 年までに完全に押えるという約束をしております。これは技術的に可能だという確信を持っております。自動車はもう少し先のことだと思いますが、いずれにしろ非常に金がかかると思います。

もう 1 つ、訴訟の問題がありました。これはアメリカでは非常によく行なわれることでありまして、州でもよく訴訟をします。ウイスコンシン州でも現在 131 の訴訟をやっております。特に会社に対して。これは特に規制違反ということでやっております。最初は、公害汚染を改善する機会を一定期間与える。つまり、悪い影響を与えているのを直す期間を与えております。しかし、企業の側でもそういう問題に関しては何とかしなければならない。たとえば水銀あるいは亜硫酸ガスの問題が非常に深刻になっており、それに対し過去 10 年間にウイスコンシン州の紙パルプ産業だけで 7,000 万ドルも使っております。このように、産業の側でも一生懸命やってくれてはおります。しかし、企業の側でも州の側でも財源の問題が一番深刻でありまして、連邦政府の補助を得なければならぬ。連邦政府で空気清浄法というのをつくってくれておりますが、その法律の中に、連邦政府から金を出すことが記されておりますが、これはまだ実行されておりません。ニクソン大統領も、ことしから 1975 年までの間に 100 億ドルを州に出して、州が公害問題を解決するのを助けるという約束をしております。ほんとうにこの約束が守られましたならば、非常に大きな進歩があると思います。しかし、われわれとしてやらなければいけないのは、まずそれぞれ自分の家、たとえば玄関の入口から清掃を始めなければならぬ。だれかがやってくれるという気持ちを持つのはいけない。1 人 1 人の市



民が全部汚染の元凶であり、みなそれぞれ自分の家からやっつけていかなければならぬと思っております、それに対して辛抱と理解が必要だと思います。アメリカに「ソボー」という有名な漫画がありまして、敵がいると思っ、その敵はだれかとさぐって見たら自分自身であった、という漫画が最近もあったのですが、ウイソコンシン州でもそういう点からいろいろな広報活動をやっております、あなたが汚染の原因だということをやりまして、みんながこの問題を自分で理解して対策をとってくれるようにやっています。

つぎに税金の問題ですが、税金が上がるとか、消費者物価が上がるといふことがありますけれども、それに対しても、公害問題に関して1人1人の市民が自分も関係しているのだという意識を持つことが大切だと思います。

私は過去5年間に3度日本に来ましたが、来るたびに、日本の人々がやっていることの賢さにまず感心するわけでありまして。日本の環境問題に関しても、日本の人々は清潔好きでありまして、アメリカ人のようにあまりごみを道に捨てない。たとえばビルにしても、いつもきれいにしております。日本は非常に人口が多く、互いにくっつき合って住んでおりますから、当然、そのように親切にし、きれいにしないと、互いに暮らせないかもしれませんが、いずれにせよ、日本できれいにしているところはだいに見習わなければならぬのでして、日本の方並みに私の州の人がやってくれることを期待しております。もちろん、日本にもいろいろ問題があることをお聞きしております。これはアメリカも同じ工業国でありますから、当然、同じ問題をかかえておりますが、人口の集中、混雑はどここの国でも起こるので、そういうことから問題が起こってくるわけです。それに対し、人口を分散しなければならぬ。そのための積極的な方法と施策をとらなければならぬのですが、これは世界全体の共通の問題であると思います。

○ ティーマン・ネブラスカ州知事　ネブラスカのティーマンであります。

わが州の水清浄委員会あるいは大気汚染防止委員会のことをちよっと申し上げます。

私の州でも汚染関係の問題があり、特にオマハのある大都市地域、東のほうにその問題があります。それに対し、大気汚染防止委員会という 14 人の委員を指名して――この 14 人は知事が指名しますが、6 人は州で一番汚染の原因となっている会社から選んだのであります。自分が委員になると、どうしても自分の会社のめんどろを見なければならぬことになりますから、それを公表することによって、世論が非常に上がるわけです、その人が委員になったということで。そういう会社の人は特に一生懸命やるのじゃないかと考えたのであります。いずれにしても、この委員会をつくって産業の側の協力を呼びかけたところ、産業の側も積極的に協力して、それに対していろいろな投資をしております。まず、最初に会社がやらなければいかぬ、一々州にやってくれと会社は言わないように私は常に言っているのであります。

もう 1 つの問題は、農業の廃棄物でありまして、ネブラスカ州では畜牛をたくさん飼っておりますが、その牛を飼っている地域で飼料の点で汚染問題があります。

もう 1 つは、農薬問題。特に塩素関係のものですと、農薬が土壌にしみ込んで飲料水にまじるという問題があります。農薬にはいろいろな化学薬品が入っておりますので、農薬のメーカーに要求しなければならぬのであります。長期的に見た場合は、私のところのような農業州では、州立大学に特別の研究所を設け、そこで長期的な研究をさせて技術的にも解決することを州全体として計画して、たとえばこういうところにはこういう産業を置いたらいいとか、こういうことに関して州のいろいろな部局が全体で協力していかなければならぬ、そして長期計画を立てなければならぬという問題であります。これはほんとうに長期的に取り組まねばならぬ問題であります。われわれとしましては、先ほども、日本の特に都市部では

重要な問題だとのことでありますが、同じように、最初から本格的に取り組んでいくことが必要だと思います。

- ノウルズ・ウイソコンシン州知事 日本に知事に質問したいのであります。最近、固型廃棄物に関して心配があるということですが、これは非常に困難な公害問題であって、われわれもぜひ解決しなければならぬ問題だと思います。この点に関してどういう施策がとられ、どうその問題に対処しておられるか。特にじんかいとか、じんかい処理場のごみとか、固型廃棄物に関して。その問題は昼からの問題であります。
- 桑原議長 この問題に関しては、午後、日本の提案としてまた議論することにいたします。
- アンダーソン・モンタナ州知事 モンタナ州のアンダーソンです。私が興味を覚えたのは、自治大臣のおことばの中で、空気及び水質の汚染が国際的な問題となっている、ということでありました。私の考えを申し上げますと、私たちの州には大きな土地がありますが、私たちの人口の 100 倍以上の人口が狭い日本にひしめいております。国際的な視野から見ますと、空気及び水質の汚染は戦争と平和の問題と同様に重大だと思います。私は知事各位に、世界の全員が公害問題と取り組み、私たちの努力で数州間だけとか個々の会社ではなく、全体的に考える必要があると思います。この世界、地球はリンゴの皮にたとえられます。モンタナにも公害はありますが、それは世界のほかの部分から広がってきているとも考えるのであり、皆さま方と同様に私たちも問題に直面しているのであります。リンゴの皮にたとえてみますと、皮をだめにしてしまえばリンゴもだめになってしまいます。これは私たちにとって重大な問題を含んでおります。きょう、ここで空気中への拡散について多くのことが話されたのでありますが、この問題は世界的な規模で解決しなければなりません。私たちはあらゆるレベルの政府においてそれが私たちだけの問題ではなく、住民自身の問題であることを彼らに納得させなくてはなりません。どうもありがとうございます

いました。

- ナン・ケンタッキー州知事 ケンタッキー州のナンです。われわれとしてこういう話を聞いておりました、問題があることは確かではありますが、これは当然都市化、工業化あるいは人口増加の結果でありまして、われわれがここに集まって議論している理由は、大衆がこれに対して何らかの具体的な行動をとることを強く要求しているということでもあります。環境に対するこういう大きな侮辱に対する効果的な早期の解決を見つけださねばならぬという要求をわれわれは受けている。そしてそれはかなり感情的になっていることでもあります。それに対しては行き過ぎの危険もありまして、われわれ特に州の政治責任者としてはそれぞれの州の中あるいは国の中、あるいは国・州相互間のコミュニケーションをよくしていく。特に人々の間のコミュニケーションをよくしていくということでもあります。ということは、ものごとを知らされないと、普通の人は非常に大きな不安を持つてあります。したがって、われわれはいろいろな解決を知らずと同時に、モンタナ州の知事が先ほども言われたように、一般大衆と常にコミュニケーションしていくこと、話をしていくことが必要だと思います。そういった問題に対処して解決していくことはもちろん必要ですが、われわれがどういうことをやっているか、長期的にどういう解決が必要だということを一般住民にも知らせて、積極的に人々の間に話しをしていく。また規則についても、こういうものがあってまだ不十分だが、こういうことが必要だということを十分知らせていく。したがって、多くの場合に経済的あるいは政治的にわれわれはコミュニケーションの点で、一般の人々と政府との間を常にオープンにしておくことに大きな責任があると思うのであります。これは政治、経済、公害問題みな同じでありまして、技術的な進歩、技術的な問題に関しても、常に一般の人たちとのコミュニケーションを考えることによって、この問題があまり感情的にならないようにする必要があると思います。

- 友納千葉県知事 公害の問題を解決する場合、法律とか財政の措置も非常に重要ですが、住民の世論も非常に大事です。日本では住民の世論が特定の政治団体に使われる場合が多いのですが、アメリカではそういうふうになっているか、この辺を伺いたいと思います。特定の政党がある目的のために、住民の世論というかどうかかわからないが、片寄った世論をつくる場合が非常に日本では多いのですが、この辺はどういうふうになっているでしょうか。
- ムーア・ウエストバージニア州知事 日本と全く同じ問題がアメリカにもありまして、ある問題を採用する、それによって一方的な意見をつくり上げよう、そしてそれから利益を得ようという動きが常にあります。これはみな政治的な動きであることは言うまでもありません。そういう問題は解決するのがとてもむずかしいのであります。
- ナン・ケンタッキー州知事 不幸なことですが、私の国でも非常に多くの人々が州や連邦政府に――ほんとうならば人々全体が解決できる問題を、州か連邦政府に頼む傾向があります。そうなりますと、州議会の側でもそれを取り上げて、お金を出して解決することになります。そうしますと、また政治的に、政党が感情的な問題にしていくということがしばしば行なわれます。これは私の国、州でもよくある傾向でありまして、特に選挙のときになりますと、特に野党のほうがいままで解決されていない問題を取り上げて――古い問題でも何でも取り上げて攻撃するのであります。何か常に新しい問題を州政府としてもやっつけていかないと、しよっちゅうそういう問題でやられるわけでありまして、これは政党が変わっても同じであります。これは州でも国でも同じだと思います。それに対する答えとしては、特に空気とか水の問題に関しては非常に感情的になりがちでありますから、政治的なデマゴグに利用されやすい問題であります。その点についてわれわれは客観的に注意しなければならないと思います。
- ローズ・オハイオ州知事 知事として、われわれみな同じ意見というわ

けではありません。たとえば私のオハイオ州では、全然、感情問題になっておりません。これは人間の生命の問題に関する、また将来の人間に関するものであって、決してわれわれは感情的に取り上げておりません。われわれは、たとえば空気、水問題に対するいままでのやり方には非常にきつい批判を持っている。特にアメリカのいままでの知識は、非常な技術、科学を持ちながら、それに対する対処をしなかったということについて、非常にきつい批判を持っている者の1人であります。しかし、それにもかかわらず、われわれは水、空気の問題に対してはガンと同じような見方をしているわけであります。それに対して十分、科学技術的な問題の解決に努力しなければならぬし、努力すれば解ける問題だという点で、われわれは、深刻に考えてはおりますが決して感情的ではありません。こういう点で、われわれのオハイオ州は大きな工業州でありますので、特にたとえばセントルイスあるいは湖の問題もあります。これは当然われわれは大きな責任をもってこれを押えていかなければ、ほかのところにも迷惑を及ぼすし、工業が衰えたり、工場が逃げてしまったりして、結局、住民全体にマイナスを及ぼすことになる。われわれはそれに対して、先ほども言いましたように、連邦政府の基準をつくって、州がそれ以下のゆるい基準を持つことは許さないようにしなければならない。それよりも上のものを持つことはかまわないが、いずれにしてもきびしい基準を連邦政府で一律に設けなければならない。そうしてそれをしっかり守っていかなければならないと思います。それに対して先ほども言いましたように、われわれは決議案をつくって、日本とアメリカが共同して国際的な研究調査機関をつくって、この問題に対処しなければならぬということにわれわれ州として合意をすることをはっきりさせたいと思います。すなわち、この問題はわかっているも、それを解決する技術的、科学的な施設がないということがあります。たとえばおいの問題、あるいは各産業から出てくる諸問題に対して、われわれはそれに対処していく覚悟だけではだめです。われわれは非常に深

刻にその問題を考えているということを強調したいと思います。

- ハーンズ・ミズーリ州知事 私、日本側にちよつと質問があります。きのう、2時間くらい東京近郊を車で回ったのでありますが、車にはエアコンが入っていなかったもので、窓をあけていたのですが、そのとき、日本の空気が非常に悪いと感じました。ロスアンゼルス、セントルイスでも同様であります。セントルイスの野球を見にいきましたが、目が痛いくらい野球場の空気が悪いのです。きのうも東京の近郊でそれと同じような空気がしました。日本のことを悪く言うようで申しわけないのですが。そこで日本の知事の方々に答えていただきたいと思いますが、この日本の空気の状態はやはり、工場が原因ですか、自動車ですか、どちらだと考えられますか。私の感想では、自動車がおもな原因ではないかと思うのです。もし間違っておりましたら直してください。もし、私が言ったとおりであるならば、ローズさんが先ほども言いましたように、日本はいま自動車生産で世界第2位であります。したがって、日本の自動車産業としてエンジンその他について何らか具体的な開発をしておられるかどうかという問題も聞きたいと思います。

- 友納千葉県知事 答えはイエスですが、大都市である東京、大阪などでの大気汚染は自動車、ビルの冷暖房のためのボイラー、それから無秩序に立地している中小の工場、そういう順で汚染の原因になっております。しかし、大都市以外のところでは工場の煤煙が原因になっております。

それから、自動車の改善の問題は最近、ようやく世論的にも声が出てきて、政府もこれを検討せねばならないという程度の段階であります。

- ハーンズ・ミズーリ州知事 最初のお答えがはっきりしなかったのですが、最初のほうの答えをもう一度おっしゃっていただきたいと思います。
- ノウルズ・ウイソコンシン州知事 友納知事にもう一度質問いたしますが、汚染の問題に対しては、政党の差はあまりないと思うのでありますが、その点でこれは感情的な問題だということは言えるわけでありまして、政

党支持に関係なく、すべての人々がこの問題の深刻さを懸念している。そうなりますと、党といえども、党の指導者としては政党の利害を一てきしてこの問題に当たるのがその義務だと思います。公害という状態があれば、そういう点で政党の違いはないと思います。

また、たとえば私の州においても、2億ドルの債券を発行して、いろいろな汚染処理施設をつくったのでありますが、州でも1,000くらいのいろいろな施設について、州の施設が汚染の原因になるようなことが決してあってはならない、州の設備から出してはならないというきびしい規制をしております。そうしますと、この州の1,000の施設、工場の中から、41はかなり汚染の原因になっていることがわかりました。それを対象にしてわれわれはかなりきびしい施策をとっておりますが、日本としては何か国のレベルで、州が金を出せば、中央政府もそれと同額の金を出すというやり方をとっておいででしょうか。あるいはそれぞれ県の知事がそれをやっているということなのか、県と国との連携関係はどうなっておりますか。

- 友納千葉県知事 前の問題ですが、そのとおりだと思います。公害の問題というのは政党の差別ではなくて、一緒に考えなければならない問題だと思います。事実、そのように考えていると思いますが、最近の一例を申し上げますと、東京都のある地区で自動車の排気ガス、それから排気ガスによる鉛の公害が出ました。そのときに各政党が別々に大会を持ったのです。住民の方々は深刻な問題ですから、各党が一緒にやってくれることを望んでいる。各党が熱心なことはみな同じですが、各党ごとに大会をするという傾向があるわけです。

それからもう1つのご質問である、中央政府と地方団体の公害の財源負担の問題ですが、現在は明確な基準がありません。現在中央政府は公害についてほんの少額の支出しかしておりません。しかし、最近、総理大臣、厚生大臣、通産大臣、各省大臣が声を一緒にして、公害にたくさんの予算を組まなけ



ればならないということを新聞で発表しておりますので、おそらく改善されるとは思いますが、現状はそういう状態であります。

- 桑原議長　なお、いろいろご意見があろうと存じますが、時間の関係もありますので、ただいままでご発表になりましたご質問、ご意見まことにありがとうございました。この問題も、午後、議題となります「生活および産業廃棄物の処理について」の問題にも当然関連してくると存じますので、一応、この議題につきましてはここで討議を終了いたしまして、午前の部はこれで終わりたいと存じますが、いかがでございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 桑原議長　それではそのようにいたしまして、午後は1時半からこの会場において会議を再開いたしたいと存じます。ありがとうございました。  
昼食会場につきましては、係がご案内いたします。

午後零時休憩

(二) 午後の部

午後 1 時 30 分開会

- 桑原議長 ただいまから議事を再開いたします。

日本側提案議題について日本側からご報告をお願いいたしますが、午前中、米国側の提案の議題について報告及びご意見の発表がございました。午後は日本側提案の議題であります「生活及び産業廃棄物の処理について」について日本側から亀井福岡県知事にご報告をお願いします。

- 亀井福岡県知事 私は福岡県知事の亀井であります。本日の日米知事会議で「生活及び産業廃棄物の処理について」日本の実情を述べ、貴国の対策を伺う機会を得ましたことを光榮に思っております。

人類の歴史の中で今日ほど科学の進歩が急速な時代がいままでなかったと同時に、反面これほど自然及び人間環境の破壊が問題とされている時代もないと思います。

貴国におかれましても、本年 2 月 10 日、ニクソン大統領が環境汚染防止に関する特別教書を議会に提出しておられます。私は、この中で述べられている彼の「環境保全の問題は、従来あまりにも放置され過ぎてきた。したがって、いま直ちに行動を起こさなければ手おくれになってしまうであろう。」ということばに共感を覚え、大統領の数々のご提案に敬意を払うものであります。

私は、公害問題とも深い関係を持つ生活産業廃棄物、特にそのうち固形廃棄物の処理問題を中心に、討議の材料を述べてみたいと思います。

まず、生活廃棄物についてご説明申し上げます。日本では家庭からの廃棄物は市町村が処分することになっています。具体的には定期的にごみ収集・運搬を行ない、ごみ焼却施設、脱水施設等で処理し、最終的には埋め立てなどの処分をします。現在の生活廃棄物の処理態様は、焼却 45%、埋め立て 34%、残りのうち自家処理量が 15%、堆肥、飼料などで 6%という割合であります。

中央政府では来年度を終期とする「ごみ処理施設整備五ヵ年計画」をつくり、市町村の焼却炉設置その他に補助金を支出しております。

1955年（昭和30年）ころから家庭廃棄物がふえる徴候があらわれ始めましたが、これは市民所得の向上、生活様式の変化等を反映した結果であり、またその質にも変化が見られるようになってきました。

まず、量では、1960年（昭和35年）国民1人1日当たり514グラムであったものが、1966年には712グラム、40%増になりました。

所得の向上とごみ排出量との間には高い相関関係があります。たとえば、1966年の調べで、平均年収900ドルの東京都民は1年間に1人300キログラムのごみを出していますが、平均年収2500ドルのニューヨーク市民は700キログラムであります。したがって、今後の経済成長、生活水準の向上とともに日本の各家庭のごみの排出量はますます増加する可能性があると思います。

次に、ごみの質的変化の側面について申し上げたいと思います。

東京都民の例で見れば、ごみの構成は可燃性物質が75ないし85%、不燃性物質が25ないし15%となっています。これらのごみの最近の傾向として、プラスチック、ビニールの急激な増加があります。これらを焼却する場合の超高温が炉に与える悪影響、悪性ガスによる公害発生が問題となります。ごみの成分では40ないし60%の水分含有率で、ニューヨーク市30%、パリ市の28%に比べ高くなっています。

次に、質的変化の特徴は、耐久消費財等の大型廃物が多くなっていることとであります。その原因としては、次のようなことが考えられます。

一つは家具類であります。住宅面積が狭くなっていること、あるいは庭がなくなっていることなどの生活条件の変化から、自家焼却、貯溜ができなくなってきました。一方、その鋼製化も普及しておりますし、家族の核分裂といわれる家族構成の変化が、家具類の世代間の受け継ぎを少なくしているともいえましょう。

2 番目は電気器具類。テレビ、電気洗濯機など家庭電気製品の陳腐化、技術革新と企業のマーケティング・イメージチェンジ等がこれらの廃物を多くしています。

3 番目は路上廃車。モータリゼーションによって自動車の廃棄も多く、交通事故の原因となり、都市、田園の美観をたいへん損ねております。

4 番目に、そのほか生活様式の変化、洋風化に伴う在来の畳、子供の成長からくる自転車の投棄も目立っています。

5 番目に、日本古来の「儉約は美德」の気風が消費文明のため変質したことも全般的に影響があらましよう。

このような生活廃棄物の量、質の変化は、市町村の清掃事業に多くの問題を投げかけています。すなわち、従来の家庭ごみを中心対象としてきた市町村のごみ処理・処分体制では、特に大型耐久財を含んだごみの量、質の変化には対処し切れなくなってきたこと。

大気汚染の公害対策により注意を払わなければならなくなってきたこと。

環境に見合った処理・処分をする処分適地が地価の値上がり、住民の反対で得がたくなっていること。

現在、各市町村は生活廃棄物の処分をほとんど無料でやっていますが、量の増大、質の多様化が進むと、何らかの排出者経費責任の制度を確立する必要が考えられること。

また、単一市町村で処理するよりも集中的、能率的に処理することが経済的でもあるので、広域処理の方式を考える必要があること。

等であります。このために、清掃事業財政について、中央政府、都道府県、住民も市町村と一緒に考え直す時期がきていると存じます。

次に、産業廃棄物についてご説明申し上げます。

産業の製造過程から生ずる固形廃棄物の処理が、家庭ごみ以上の社会的、行政的問題となってきました。

日本の 1 日当たり産業廃棄物量は推計 100 万トンといわれており、市町

村の責任で収集処分されている家庭ごみの量 5.4 万トンに比べ 18 倍強に当たっています。この推計は 1968 年ではありますが、経済成長率、人口増加の状況等から予測しますと、今から 15 年後には、いまの約 3 倍、1 日 300 万トンが排出されることになりましょう。

産業廃棄物の処理責任は企業にあります。その処理方法は、最近の大阪市の調べによりますと、投棄が 3.7%、売却が 34.5%、乾燥が 0.8%、焼却が 7.0%、埋め立てが 20.4%、委託が 27.1%、その他が 6.5%となっています。

これらの最終的な処分は、土地還元利用（すなわち内陸、海面の埋め立て）有機肥料や土壌改良剤としての資源再利用、海洋還元ということになります。

排出される廃棄物の種類は、燃焼するもの、（たとえば紙くず、木くず等）、燃焼するが排煙に問題のあるもの（たとえば合成樹脂、タール・ピッチ、廃油等）、泥状、液状で燃焼しないもの（たとえば廃酸、廃アルカリ、スラッジ等）、固体状で燃焼しないもの（金属くず、ガラスくず、がれき、土砂等）に分類されます。

これらの産業廃棄物が大気汚染、水質汚濁などの二次的な環境汚染や悪化を引き起こす原因となるものでありますだけに、その処理は第一に安全に、第二に衛生的に、そして第三には経済的にということを実行される必要があります。特に合成樹脂、廃油などは亜硫酸ガスなどを発生するので、その処理には、高煙突をつけるなどのくふうを企業に求めるため、生産活動から発生するものとともに大気汚染防止法の規制があります。

また、生活環境や人間の健康保護に悪影響を及ぼすような廃液と、これによる紛争の問題については、先ほどの議題でご討議になったとおりであります。

これらの中間処理上の問題についてのみならず、最終処分にも、この原則はあてはまると思います。すなわち、面積の広大な米国で多く行なわれている埋め立て、日本の一部では住宅や工業用地の造成に利用しています。谷間、

田畑を開発し、また臨海地帯を造成しているのですが、この処分にあたっては、衛生的埋め立てにより外見や臭気、はえ、ねずみの発生、水質汚染の危険性に留意する必要があります。

産業廃棄物の処理処分について今後検討しなければならないものとして、次のような諸点があります。

第一は施設であります。危険物、有害物、有毒物を含む廃棄物が増大しているため、有効な処理技術、施設を開発、整備する必要があること。

2番目に処分地であります。家庭ごみの項でも述べたように、廃棄物の処分をする土地を確保することが、日本の地価騰貴の現状からするとむずかしくなっていること。

第3には海洋還元船の建造であります。汚泥その他について安全処理の上、海洋処分する場合、現在の船舶では小さくなってきていること。

第4には資金であります。これらの施設建設、処分地の取得造成、船舶建造にあたっては膨大な資金が必要になること。

そこで、これまで述べてきましたように、日本において最近、急に生活、産業廃棄物が問題とされてきたのは、十数年来の急速な経済発展と、それに伴う生活水準の上昇により、物質及びエネルギーの使用が数倍ないし十数倍に増加するとともに、同時に起こった大規模な都市化による人口集中によったものでありまして、高度工業化社会の必然的な産物ということができるとありましよう。

これに対し、住民の生活意識の向上があり、他方、従来の産業振興の立場から若干、民間企業の行動原理を尊重してきた施策に対する反省が、公害問題等を契機に行なわれてきたため、これら廃棄物対策も、中央政府はもとより地方政府でも真剣に取り組むことになってきたのであります。

きわめて示唆に富み、かつユニークな企画（しかも、これは世界で最初の試みだと思えます）をご紹介します。私の報告を終わりたいと思えます。

それは、大阪府、大阪市が共同で設立する産業廃棄物処理公社及びそれを

中核とする生活産業廃棄物の広域処理対策事業であります。かなり前からこの二つの団体は、産業廃棄物の統計、施策に独得なものを持っており、ごく最近の調査では、大阪市内の企業で廃棄物の処理を公共団体に委託したいと希望するものが、全排出量の47.6%もあることが判明しました。このことも動機の一つになったと思われませんが、前に述べた各問題の解決のために、一つには市町村の清掃事業の範囲内で処理・処分できなくなった事態を公社方式で解決する、二つには新たな処分地を確保する、三つには民間企業の委託要請にこたえる、四つには排出者の経費負担制を導入する、等々の方式を今年度から実行に移そうとしているものであります。ご参考になれば幸いです。

以上で、議題に関する私の報告を終わります。

ご清聴を感謝いたします。(拍手)

- 桑原議長 どうもありがとうございました。ただいまは「生活及び産業廃棄物の処理について」の日本側の提案でありましたが、これについて福岡の亀井知事さんからあった次第であります。引き続きまして、この議題についてアメリカ側のご報告をお願いいたします。
- ランプトン・ユタ州知事 ウィスコンシン州のノウルズ知事がまず最初に発言いたします。
- ノウルズ・ウィスコンシン州知事 私は最初に、亀井知事に、たいへんおもしろいリポートであったことを感謝したいと思います。アメリカは、日本側から出されたこの分野におけるパイオニア的な廃棄物の処理方法について敬意を表するものであります。この問題に対して非常に深い関心を抱いており、私は日本に滞在している間に、これらの施設の幾つかを見たいと思いますし、また研究の計画を知りたいと思います。皆さま方たいへんすぐれた焼却方法を考え出されておりますし、固形廃棄物についても方法が考えられていると伺っております。ミルウオーキーにおいては、この問題について大きな考慮を払っております。必要な処分地を獲得すること

がたいへんむずかしく、州の南のほうに鉄鉱の鉱山があり、鉄鋼の工場があり、それらの工場と取りきめをしようと思っておりますけれども、シカゴなどの都市部で同様の非常にむずかしい問題があります。

同様のことがウイコンシン州についても言えます。都市部においては、この廃棄物の焼却についていろいろ問題がありますが、また大気汚染もありますし、住民の間から大きな不満が起こっております。したがって、私たちが現在話をし、また州の立場から措置しようとしていることは、州が連邦の土地であろうと州の土地であろうと、土地を買い取って、そこに固形廃棄物の処理場をつくってこれらの施設における廃棄物の処理ができるようにしたいと考えております。

また車に関してであります。過去何年間にわたって車の台数がふえ、ウイコンシン州では一家に二台も三台も自家用車があります。それで 3 年から 5 年後には廃棄される車の数がずっとふえると思います。こういう古い車を引き取る必要があるわけですが、そのためには何らかの古い使えなくなった車を処理する施設を持たないと、州の都市の美観という点からも非常に大きな問題になるわけであります。車の処理としては、車を粉々にして処理するというやり方もあるわけで、その中から使える鉄はくず鉄として再利用するやり方も考えられます。この方法についてはまだ満足のいく車の破碎技術が開発されていないわけでありまして、現在、ウイコンシン州で使っている機械は、その機械だけで約 250 万ドル必要でありますので、われわれは民間企業に何らかの資金補助をすることによって、廃棄された車の処理にもっと積極的な施策がとれるよう計画しております。

全体としてまとめてみますと、アメリカでも今日重要な問題の一つとして、統計面から見ても、先ほどおもしろい話を日本側からいただいたのでありますが、同様の問題がアメリカにもあります。こういう廃棄物をたとえば、カリフォルニア州に全部捨てるとしますと、高さ 30 フィート幅、100 フィートにわたってカリフォルニア州一帯にごみが積もるという計



算がされており、固形廃棄物の問題は急速にふえているわけであります。何らかの具体的な施策を考えつかなければ、その結果、非常に広い地球の上でも住むところがなくなる状態になるのではないかということであります。こういうわけで、町とかあるいは郡といったそれぞれの地方自治体が廃棄物を処理するところを持っております。それぞれの州の境とか市の境とか、そういうところに廃棄しているわけです。したがって、当然、州だけではなく、州の境を越えた全国的な問題としても、水質あるいは大気汚染の問題と一緒に取り上げなければならないと思います。ミルウオーキー州では人間の廃棄物を利用して、これをマローバイドという一つの品物にして売っている例もありますが、それも一つの廃棄物の処理のしかたとして、地方自治体から補助金が出ております。

結論としては、地球、宇宙全体から見ると非常に小さな点でありまして、いままではわりあい住み心地のいいところでありましたが、宇宙にはここにしかわれわれの住むところがないのであります。したがって、けさも全国的な、あるいは国際的な問題として話してきた問題と同じように、たとえばネブラスカ、カンサス、シベリアあたりのほこりは、風に乗って、よその地域にも広がっていくわけであります。それから農薬あるいは DDT が、盛んにかなり離れた地域なり北極地帯のようなところでも含まれているわけですが、そういうところでもやはり、だんだん広がりますし、あるいは放射能というものが世界をめぐることもよく知られる事態であります。したがって、われわれ州の施策としても、われわれ現在持っている環境を少なくともこれ以上は悪化させないということ、そしてそれに対しては州を越えて人類全体として取り上げる、そういう見地から日本の知事の方と手を結んで、さらにわれわれが協力してこの問題の研究調査及び実際の施策に当たることによって、われわれがいままで楽しんできたような生活環境を子孫にも残すということを決意しております。(拍手)

○ 桑原議長 ただいまのご報告はウイコンシン州知事のノウルズさんで

した。

これで日米双方からご報告があったわけでありますが、これに基づきまして皆さま方の活発なご意見のご発表をお願い申し上げます。

- 湯川大阪府副知事 大阪の副知事の湯川です。先ほど福岡の亀井知事から産業廃棄物についての全体的なお話がありましたが、その際に、大阪でどのように新しい企画が進んでいるというご紹介をいただきましたので、この機会に二、三補足してみたいと思います。

大阪市は、ご承知かと思いますが日本の 40 数府県の中で面積が一番狭いのです。しかし、そこに 750 万人の人口がいるし、さらに産業関係の工場がたくさんあります。したがって、生活の廃棄物また産業廃棄物の問題は非常にやっかいな問題になってきております。このようなことから大阪で数年来、産業廃棄物の量あるいは質、またどのような処理をなし得るかという種類の研究を数年間進めてきたのであります。これの概要につきましては、お手元にパンフレットを差し上げてあり、その中に産業廃棄物の大阪でのあらかたのことを説明しておりますので、ごらん願いたいと思います。

大阪の 1 カ月における産業廃棄物の量は 270 万トンです。この産業廃棄物の内訳を資料の 3 ページの表に掲げておりますが、その中で大きいのは、建設関係の 165 万トンであります。家庭から出るごみは 17 万トンであり、まことに少量であります。この家庭以外の産業廃棄物の建設関係の 165 万トン、製造業関係の 52 万トン、その他第三次産業等々で数十万トンのものが出ておりますが、これをどのように処理できるかということで検討を進めてきたのであります。

わが国のこのようなごみ処理の体系は、先ほどしばしば言われておりますように、市町村が処理するたてまえでありましたが、廃棄物の量なり質の様子がこのように変わってきますと、市町村では現実の問題として処理することができなくなってきたわけです。しかも、この処理を衛生的に、

安全に進めることが困難だというのが第一点であります。

また、大阪の例を申し上げますが、大阪ではこれらのものを埋め立てる、あるいは捨てる場所が現実的に限界にきております。またこれを本格的に処理する体制をつくりませんと、これらの産業廃棄物が現実に河川、道路等へ不法に投棄することを誘発して、さらに生活環境を悪くし、あるいは都市の機能を阻害するという弊害が次々に起こってきまして、何としましてもこれらについての根本的な処分の対策をしなければならないというふうに押し詰められてきたのであります。こういうことから市町村の領域を越え、大阪全域を単位とした広域処理の体制を進めるべきだということで、本年中に大阪府と大阪市が共同して、産業廃棄物処理公社をつくる予定であります。この種の問題は全国的に国の指導のもとに進めたいのでありますが、まだそこまで態勢が進んでおりませんので、さしあたり、大阪府で進めて、数年後に状況が整備された段階において、改善を加えていきたいと考えております。

そこで、この産業廃棄物を処理するセンターをどうするかということですが、当面、大阪で考えておりますのは、二カ所に処理センターをつくりたいということです。一つは大阪港の埋め立て地の中に現在ある程度できている土地に一つのセンターをつくる。もう一つは堺市の中にある埋め立て地、これは十年間かかって、大阪府が約 600 万坪の工業地帯をつつてきたのでありますが、この一部にこの処理センターを設置したいのであります。7月2日にアメリカの知事さん方が堺へおいでになる予定ですので、7月2日の午後には現場をごらんいただき、またその周辺の工場の様子もごらんいただく予定ですが、その際、そこで大阪府の処理するものを使ってこれらの廃棄物を無害化し、安定したものとして加工処理したいと考えております。これらの処理センターの中でどのようにするかということですが、大企業から排出されるものについては、そこからトラックでそれぞれのセンターに運ぶことができると思いますが、中小の排出したも

のを、しかるべき場所に中継的な基地をつくり、そこでまとめて、海岸にある処理センターに運んでくるようにしたいと考えております。

この施設でどういうことをするのかということですが、私どもは排出されるごみを 22 種類に分類して、これらの措置をそれぞれの性格に従ってさばく方式を考えておりますが、プラントの中の処理のしかたとしては、特殊な処理をする施設が必要だと思えます。第二に、多角的な処理をする必要があります。第三に廃酸、廃アルカリの処置をするもの、さらに第四には、物理的な処理をする施設が要ります。第五には、脱水、乾燥するための施設が要る。第六に、生物学的な処理をする施設が必要だというふうに、幾つにもそのものの性格によって処理するしかたを立てなければならぬわけでは

これらの工場を昭和 50 年を第一次計画の目標として、現在、堺では埋め立てに着工しますし、大阪市内では土地の整備にかかる予定です。これらの第一次の計画をなし得ることによって、月間百万トンの産業廃棄物を処理し得る見込みであります。

先ほど 270 万トンと申しましたが、その中でかなりなものが建設関係から出るものでありまして、これらはある程度埋め立て等にそのまま使えますので、当面、100 万トンの化学的、物理的に処理をなし得る装置をつくることにより、何とかいけるのではないかと考えております。

なお、これらの処理を効率的にするため、輸送の問題についても、夜間の輸送とか時間の制限も必要かと思えますが、同時に中間基地なり、あるいは大手の排出者の中で自然処理というか、これらのものを量的に減らすための措置もさせたいと考えております。

なお、このセンターの建設につきましては、先ほど申し上げたように、当面経費がかかるのでありますが、これをすべて地方公共団体の負担で出すわけにはいきません。何と云っても企業の責任について相当程度の負担をしてもらわなければならないのでありまして、これらのものを手数料と

いう形で取れるのではないかと考えております。現在、いま申しました施設の償却と申しますか、負担をかぶせれば、1 トン当たり 2000 円程度の負担でできると思いますが、2000 円近くなりますと、実際にはむずかしい問題も起きますので、地方団体が、かなりな部分を負担することにより、比較的安い処理で済むようにしたいと考えております。

実際問題として、大阪では現実に困っている企業では、これらを処分する業者がありまして、それらに何がしかの金を与えて処理をしておりますが、必ずしも処理するプラントはありませんから、実際問題として人の見えない場所に捨てる、あるいは道路にばらばら落としていくということもあります。これらを防ぐためにも、早急にプラントの建設が必要なわけがあります。私ども大阪では、国がようやく本腰の態勢をつくっていただくようになったのを非常に喜んでおりますが、同時に、このための巨額な先行投資が必要でありますので、低利長期の融資とか、あるいはしかるべき補助等をお願いしている次第であります。

同時に法律的な面につきましては、現在の清掃法の体系では十分ではありませんし、これらの処理公社の法率的な性格も明確にする必要があるわけでありまして、これらにつきましても関係の厚生省その他をお願いしているわけでありまして。

いま申しましたように、大阪ではようやくこれからつくろうということでありまして、まだ現実に目に見えるところまでできておりません。その点はまことに残念ですが、各方面のお力添えを得て、できるだけ早く効率の高いプラントをつくりたいと考えております。

- 桑原議長 ありがとうございます。ただいまの報告は大阪の湯川副知事でございます。どなたかご発言がありますれば、どうぞお述べいただきます。
- ランプトン・ユタ州知事 アメリカで直面している大きな問題、日本でも同じ問題だと思っておりますが、それは古い自動車の処理であります。

道路に捨てられたり、あるいはどこかの庭に捨ててあったり、そういう礼儀を知らないことをやる人もおりまして、これも一種の公害です。特に都市の美観という点からは非常にそこなうものであります。ところが自動車処理業の人は、これを商売として行なうことができません。可燃物の自由な焼却が禁じられているために、民間企業でやるからには商売にならない。したがって、これは政府が補助をしなければならぬことになります。そこで、日本の県では何か特別の税金をかけて――たとえば最初に買うときとか使用期間中に――古自動車の処分を税金でまかなっている県がありますでしょうか。

- 亀井福岡県知事 古い自動車の処理について、民間業者に対して県で税金の免除その他の措置をしているところはないと思います。日本の場合、まだアメリカほど古自動車の処分が大きな問題になっていない点もあり、そこまでの処理はされていないと思います。
- フェレー・プエルトリコ知事 日本ではいろいろな海洋関係の仕事が多いわけですね。水産物ですね。それでたとえば車を海の中に捨てて魚礁にするとか、そういう形で有用に使うことはないでしょうか。
- 亀井福岡県知事 乗用車よりも、バスの古いのを海に投入して、魚の魚礁に使っております。これは各県ほとんどやっております。これは相当効果があると思います。ただ、乗用車についてはまだそれほどの問題が起こっておりませんが、バスについては相当魚礁に使っており、最近非常に実績をあげております。
- 桑原議長 名古屋では、名古屋の電車を一部廃しまして、それを海中に持っていきまして、いま福岡の知事さんのお話のように、魚の住む魚礁にしている次第です。
- フェレー・プエルトリコ知事 自動車はだめですか。バスとか市電がいけたら、乗用車はそういう役に立ちませんか。
- 亀井福岡県知事 乗用車は狭過ぎて、魚礁には向かないという技術的な

判断のようです。

- ローズ・オハイオ州知事 アメリカの多くの州は海がないですから、なかなかそういうのはだめです、そうそういい案がありましても。
- テイーマン・ネブラスカ州知事 いま魚の話をしているわけですが、ネブラスカは海から遠く離れていますが、しかし、海軍は持っております。田中知事、奥田知事にわれわれのほうの名誉提督、名誉カウボーイになっていただいております。ネブラスカ州に原子力発電所が二つあり、最近、建設が終わったところではありますが、その発電所で循環している水は周囲の水より 18 度高くなって川に戻るわけであります。これが魚、水産物にどういう影響を及ぼすか、まだ調査ができていないのですけれども、非常にあたたかい水がきて、ふ卵場か何かにそれを使えるのじゃないかと考えております。あるいはあまりこれが行き過ぎますと、全然魚資源をだめにしてしまうことも考えられます。したがって、原子力発電所のあたたかい水の処置はたいへんな問題になり得ると思います。原子力発電により、石炭から出るいろいろな空気の問題、硫化物の問題などは解決しますが、先ほど、日本の人は原子力には非常に敏感であるという話を伺いました。そういうこともやがては日本でも問題になっていくのではないかと。もちろん、石油の亜硫酸ガスなどの問題はなくなるわけですが、それはそれで河川の温水といった問題が出てくるわけであります。
- 桑原議長 どうぞどなたか…鹿児島県の知事さん。
- 金丸鹿児島県知事 直接、この廃棄物の問題ではありませんが、日本では最近、農薬の問題が主として主婦の間に問題にされておりますが、アメリカの農作物はほとんど全部化学肥料なり農薬を使っておられるものか、あるいは農薬の弊害がアメリカでは日常生活の中で問題になっておりますかどうか。もし、問題になっているとすれば、どういう対策が講じられつつあるか、伺いたいと思います。
- テイーマン・ネブラスカ州知事 われわれは非常に大量の農薬を使って

おります。殺草剤、殺虫剤、肥料あらゆる形の農薬をたくさん州の全域にわたって使っておりまして、非常に深刻な公害問題になっております。これは農薬から流れます表面の川のような水ばかりではなく、地下水にも重大な影響を及ぼしております。たとえばわれわれのほうのかんがい用井戸にもすでに塩化物がまじっているという証拠も出ております。したがってわれわれとしても農薬のメーカーに対してこの塩化物を使わないように強い主張をしております。DDT が一番悪い汚染のもとでありまして、これはネブラスカ州でも非常に使われることが少なくなっております。特定の虫に対しては DDT を使っておるわけでありまして、これは非常に農薬対策といいますのが金がかかるものでありまして、また時間がかからないとなかなか解決できないのであります。

まず第一には、農薬のメーカーがその問題に対して建設的な、積極的な処置をとるということでもありますけれども、これは消費者に直接関係あることで、結局は消費者に負担がかかってくるということになります。農民に対しても、あまり農薬を使わないように説得しておりますが、これは農民にしてみれば、それに従うことはむずかしいことでありまして、やはり収穫を上げるためには農薬を使うしかないということになっております。そこで、この問題に対する解決としましては、これは妥協的なものであります。大体、生物学的に分解可能な化学品だけを使っていく、溶解しないようなものは使わないという形で一応、中期的に解決していく以外にはないと思っております。

特に地下水がこのごろ汚染されているということは、長期的な解決を迫られている問題であります。といいますのは、これはわれわれの飲料水にまで回ってくるわけでありまして、地下水が再循環して、またそれがきれいになるためには非常に時間がかかるわけであります。したがって、この点に関しては短期的な解決はないわけであって、農作のやり方そのものの転換、少なくとも使用する農薬の変更ということになってくると思います。



○ ラシプトン・ユタ州知事 われわれは皆、農薬の使用に関してティーマンさんがいま言われたことと同じことを経験していると思います。戦後、DDT といえど何でもきくような感じでありまして、軍隊でも農業でも万能薬のように DDT を使ったものであります。戦争なんかに行くと、みな兵隊は DDT をかけられまして、私も第二次大戦で兵隊にいるとき、二回くらいしらみにたかられ、DDT をかけられると 24 時間以内になおりました。それで帰ってきたときには、DDT を使えば何でもきくと思って、たいへん有益な、けっこうなものであると思っていたところが、最近になって日本でもおわかりだと思いますが、DDT がたまるとたいへんな害だということがわかったわけでありまして。家畜なんかも DDT を含んだ草を食べると、そこから汚染物が入ってくるということでありまして。そういうことの結果として最近では、ほとんど、DDT は使いませんで、そのかわり違った殺虫の方法をとっております。たとえばいまのところでは、DDT ほど残留しない、違った薬を使っております。しかし、それにしましても、一定期間は人体に有害でありますから、それが食品に付着したまま吸収することのないよう注意深くとりあつかわねばならないと思います。DDT の家庭の使用におきましては、まだ完全に禁止されておらず、まだ DDT 系的なものを含んだ医薬品が販売されております。といいますのは、家庭の場合には当然、直接人に触れるので深刻でありますけれども、農業ほど大幅には使えないので行き渡っていないわけです。

それから洗剤でありますけれども、これもやはり一つの汚染の原因になっております。といいますのは、洗剤のほうは直接、害になるわけではないのですが、いわば、川に一つの抵抗を与えまして、それが川自身の自浄作用をこわすという害があるわけでありまして。特にこれは家庭で使っておりますと、洗濯用の洗剤が下水から川のほうに流れまして、そこで川に一種のアレルギー性を起こすわけです。したがって、石けんのほうがほんとうはいいわけでありまして、このごろの主婦はもっぱら、洗剤ばかり使いま

すので、これは政治的な問題にもなりまして、われわれ知事としては洗剤問題は苦慮しております。

○ ティーマン・ネブラスカ州知事 ランプトンさんの洗剤に関する問題ですが、私の州では、過去二年ぐらいの間に、京都の化学関係の会社に連絡しまして、エステルの特許をその会社に売っております。これは、添加剤を加えまして、石けん水を分解するという方法であります。ネブラスカ州ではそれをいくらでも喜んで皆さんにお売りすることができます。これはネブラスカ州が特許をとっております。これについてはあとで、京都の会社と同様、皆様の県の会社への販売について話し合う用意があります。

○ 竹内青森県知事 私の県は日本のリンゴの主産地です。したがって、たいへん農薬を多く使う農業をやっております。いまネブラスカ州の知事さんから、農薬が地下水まで浸透しているというお話を聞きましたが、私のところでは、まだ地下水に影響しているという資料は出ておりません。ただ非常に問題になるのは、農業者自身の人体に、農薬を使うことによる影響が出ている。40年もの間農薬を使う農業をやっておりますので、それが蓄積されている。特に塩化系統の農薬から来た影響として、作業している者に肝臓障害が相当出ているという医師側の資料があります。私の県では、4年前から農薬被害防止委員会というものをつくり、専門家に委嘱して調査をし、いままでに二回レポートを出しております。これが日本における、まとまったレポートとしては初めてだということで、非常に研究資料にしてやっております。この委員会をつくった私の動機は、アメリカのこの問題の研究者であるR・カーソン女史が書いた本を読み、アメリカにおける農薬の被害が農業者だけでなく、その付近に住んでいる人たちにも相当の影響があることを知り、私の県も非常に似ておりますから委員会をつくったのであります。資料として、医師側の相当長い年月にわたる統計的なものも出ておりますが、その他のものでは、まだ資料が浅いのはつ

きりしたことを申し上げにくいのでありますが、いろいろな影響を持っていることは事実でありますので、私の責任において、この農薬は使わないほうがよろしい、と考える禁止したものが二つあります。しかし、これはメーカーとの関係がありますので、メーカーとの相談でやっております。もっと調査が進めば、そういうものを拡大しなければならないのではないかと考えております。農薬問題は、今後その他の農業にも広く及んでいきますので、非常に重要な問題の一つだと思えます。ただいまのアメリカの知事さんからのご報告を、私は非常に重要なものの一つとして伺いました。どうもありがとうございました。

- 桑原議長 ありがとうございました。
- 田中三重県知事 けさほどからアメリカ側の公害問題を伺っておりますと、大気汚染の場合でも、あるいは固形廃棄物の場合でも、自動車の問題が非常にウエートが高いということがよくわかったわけです。日本の公害問題として若干側面を変えてお尋ねをしたいのは、日本ではいろいろの公害が漁業、水産業に及ぼす影響が、地域によっては相当重大な問題になっております。その一つのポイントは、工場の排水や、あるいは都市の排水によって水質が汚濁され、販売できないようなくさい魚がとれるという問題があったり、あるいはアユのような河川魚については多量に魚が死んでしまうという被害を受ける事例があります。こういうことがアメリカにあるかどうか。第二のポイントは、先ほどネブラスカのティーマン知事からお話がありましたが、火力発電所から出る冷却水と、水力発電所から出る温水が魚に対してそれぞれ違った影響を持っております。温水の場合はマイナスの影響ばかりでなしに、逆に魚の成長が早まるということも一部言われておりますが、こういう問題がアメリカでどのように起きており、あるいは処理されているかという問題、三番目には、産業廃棄物、特に石油コンビナートから出る硫酸スラッジ、こういったものについては、いまのところ陸上で埋め立てをかなりやっておりますが、とても処理し切れない

ために海洋投棄を相当やっております。ところが、この海洋投棄が漁業に対していろいろ影響を及ぼして、特に内湾あたりでスラッジを捨てるということをしてしまうと、定置網にスラッジがついてしまい非常な被害を受ける。あるいは場合によると、タンカーが流す廃油によって水産物が受ける被害が相当大きな問題になっております。こういうことがアメリカでどの程度起きており、あるいはこれに対する対策がどのようになされでいるかというようなことがおわかりでしたらご参考に伺いたいと思います。

- ローズ・オハイオ州知事 カナダのミシガン州にあります化学工場が、15年ぐらい2000万ドル以上の水銀物をずっとセントクレア川とデトロイト川に流していたわけでありまして、その結果として、セントクレア川とデトロイト川とエリー湖での釣りを禁止しましたし、またその水域の魚を食べることも禁止したわけでありまして、そういうことで、もうこのごろはそういう問題がないと考えているわけでありまして、この問題に関しましても、やはり私どもの地域に関するのみでなく、あらゆる地域の人びとに直接間接影響する問題でありますから、研究開発に伴う積極的な施策をとらなければならない。この産業廃棄物につきましては、われわれ工業州の大問題であります。研究をして、計画をし、公聴会をしたり、いろんなことをやって、実はわれわれは問題を遅延させているわけでありまして、ここで熱心な話が出たことは非常にけっこうなことでありましてけれども、ただ単に討議するだけじゃなくて、それを取り除くため科学的に取り組まなければなりません。もしすべての国が宇宙計画に参加していたら10年前に月に行っているでしょう。われわれは1国だけに頼ることはできません。工業廃棄物であろうと、大気・水質汚染であろうと、われわれの生存にかかわる問題であると思います。

- フェレ・プエルト・リコ知事 いまのオハイオ州の知事が言われたこと、私も全く賛成するわけですが、これはやはり国際的な協力が必要だと思えます。非常な工業発展の結果として、この問題が出てきたわけでありまして、

それがわれわれの生命の脅威となってしまったわけであります。したがって、国連に対して、特にいろいろな法律的な手段についての国際的な協力の第一歩を国連がとってくれるように要請することが必要であると思います。われわれは、もはやいずれの国も、公害問題に対する責任感なしに工業開発を進めることはできません。しかも、今日、世界は非常に小さくなっているのです、1国で起こる事柄は他の地域に影響を及ぼします。研究、開発だけでなく、公害のコントロールの面で措置をとるべきであり、われわれとしても国連にそう呼びかけをしたいと思います。

○ ローズ・オハイオ州知事 国連はもう 20 年くらいこの問題を取り上げているわけであります。NATO もこの問題を 15 年くらい続けております。しかし、話すばかりで全然解決できないわけであります。国連はすでにいろんな問題をかかえております。東南アジア問題、中東問題などで手が一ぱいでありまして、そういう問題もやはり重要でありますから、なかなか科学的な研究調査ということには優先権を与えてくれない。したがって私自身の意見としては、これを国連に頼んでもまた 20 年ぐらいかかってしまう。これが国連の問題点であります。また来年もアメリカでこういう会合を開くことになります。そのときにもまた同じような問題を話し、同じような統計の数字を出していてもしょうがない。したがって、われわれ州の州民を代表した知事という立場から、国際的な科学的研究、調査を要求するということをはっきりと記録に残しておく、そういうことが必要じゃないかと思えます。

○ フェレ・プエルト・リコ知事 たしかに、国連がこの問題をいままでずっとやってきたということは、私たいへんうれしく思うのであります。しかし、この問題に関してわれわれも前向きに、積極的なことをやることはもちろん必要であります。国連が具体的なことをしてくれないことになると、これはわれわれとしてもなかなか手がつけにくい。国連ができなければ、われわれにはますますむずかしいということになります。この知

事会議は来年は別の議題をとりあげるでしょうし、公害問題が次の会議の議題になることはまず考えられません。そこで、国際的に具体的な行動を起こしてもらうためにはどうしたらいいか、こういうことが私の考えている問題でありまして、ここでわれわれ自身、リーダーとして決議案をつくって世界に訴えたいと思うわけです。

- ローズ・オハイオ州知事 われわれは、人間として水が何よりも必要であります。この水の処理の問題に関して、先ほども言いましたように、56年というものわれわれ全然進歩しておりません。幾らか技術的装置あるいは化学薬品の面において進歩しただけであります。実際、第一次処理は40%しかやれない。あとの60%はそのまま川に流れていくわけでありまして。第二次処理でもって15%が処理される。こういうふうには、下水がほんの一部処理されただけでそのまま川に流されてしまうという状態が過去56年間ずっと続いているわけでありまして。したがって56年間問題を持っているけれども、現在のところ全然解決策を持っていないということでありまして、これは非常に深刻な問題であります。この問題は保健部から独立の機関に移っております。過去56年間われわれがこの問題について多少の技術的、化学的知識の進歩はみられたものの、この問題に対処すべき完全な技術的な知識はまだ獲得していません。テレビ、電話、何でも過去56年の間に非常に進歩しているにもかかわらず、飲料水の面ではわれわれ1912年、14年と全く同じ状態なのであります。

- ハーンズ・ミズリー州知事 大阪の副知事に先ほどの問題に関して質問したいと思っております。よろしいでしょうか。

私の質問は、大阪でやりましたのが日本で唯一の具体的なものであるかどうかということが第一、その次にコントロール・センターのことを先ほどおっしゃいましたが、20の測定所があるということでありまして。そこで亜硫酸ガスを測定しているということでありまして。そして自動車の排気ガスに関して二つの測定所があるということでありましたが、自動車に関

しで二つだけで十分だと思われますか。私の推測では、大阪府では適当な規制法律を持っておられまして、少なくとも亜硫酸ガスの面に関しては、この測定所、あるいはセンターで十分対処できる状態かと思えますけれども、自動車の排気ガスに関しては二つ測定所があるというだけで、あまり触れられておりませんので、はたして二つの測定所だけでやっておられるのか、それで解決として十分だと考えておられるのか、あるいはそれ以外に自動車の排気ガスに関して何らかの施設なり設備を持っておられるのか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

- 湯川大阪副知事 先ほど産業廃棄物の処理センターのことについて申し上げたわけです。これは唯一かというご質問ですが、日本ではまだ他の地域ではやっていないので、第一番目に着手することになりそうだとということで唯一、最初のものだと言えらると思えます。第二番目のご質問ですが、コントロール・センターのお話はちょっと触れなかったのですが、お手元に差し上げてあるこのパンフレットに書いてあります。それから大阪の公害の全般の問題について、概要だけは差し上げてあるこれに書いてあります。公害センターのコントロールの 20 のステーションのことについてのご質問ですが、20 のステーションで必ずしも十分だとは思いません。ただ従来ほとんどなかったものを、現在の段階で 20 のステーションまで増設することができたということです。したがってこれでは十分と言い切れませんが、いろいろと周囲の事業の進展により、もっと多くのステーションをつくらなければならないかと思えます。第三番目に、自動車の亜硫酸ガスの測定をするのに二台で十分かというご質問ですが、これは予算の関係もあり、一年に一台ずつふやしており、現在二台であるということです。これも二台では大阪の区域の中で亜硫酸ガスの測定をするには不十分だと私も思っております。したがって移動する自動車がよいか、あるいは固定した観測局がよいか、いろいろ問題がありますが、亜硫酸ガスの測定をするこのような装置はもっとふやさなければならないと思えます。

四番目のご質問で、自動車の亜硫酸ガスについて、一つの方法として移動自動車を動かしているが、自動車の排気ガスに対しで他の方法がないのかというご質問だったと思いますが、自動車の排気ガス対策については、こちらの資料の 30 何ページかに、自動車のエンジンのアイドリングアジャストメントと書いてあります。これによって何がしかのことはできると思いますが、飛躍的な効果とは言いかねると思います。しかしアイドリング調整というのは一つの対策にはなると思います。第二番目にはハイ・オクタン価のガソリンの鉛の影響についての対策——これは私の県でも、また政府のほうでも取り上げられたのであります。官庁等の自動車にはハイ・オクタンのガソリンを使わないで、普通のガソリンを使うということに切りかえられたのであります。これが民間にもかなり広く影響を及ぼしております。これも一つの対策であります。ただ自動車の排気ガスの対策については、これから非常に遠い道のりの問題であります。アメリカでは自動車の排気ガスが 80% と言われましたが、わが国では発電所、その他の工場からの大気汚染の原因が現在のところ主体であります。しかし、自動車の排気ガスの問題がアメリカ同様に非常に大きな問題によっておりますので、これからはこれらの対策が検討されていくかと思いますが、現在のところ私のほうでもこれに対する有効な対策を講じていると言うことはできかねると思います。

- ハーンズ・ミズリー州知事 もう一つお許しを得て質問したいと思いません。先ほど急いでこの資料を見たわけでありまして、ここに書いてあることは質問しないことにしたいと思いますが、とりあえず一つ。

この測定所というのは、たしか無線で中央の本部のほうに、あるいはコンピューターに信号を送るというやり方だと思いますが、その場合どのくらいの距離まで信号で行くのか。その限界というのはどのくらいかおわかりになりますか。

- 湯川大阪副知事 観測所からの無電の連絡は、大阪府庁の屋上にそれを



集約するステーションがありまして、それと通っております。公害監視センターが直結しておりますので、どのステーションからのデータの通信も即刻に全部可能であります。通信可能の距離についてのご質問ですが、大阪は非常に狭いところですので、大阪のどこの観測所からも何らの支障なくこれらの観測ができます。もっと遠くまで行けるかどうかは私知りませんが、大阪では何ら支障はありません。

- 加藤岡山県知事 大阪の産業廃棄物なり、あるいは建設廃棄物の処理の計画が日本では唯一であるかどうかというご質問がありましたが、それについて、岡山県の場合を若干申し上げます。岡山県の水島に約 45 の企業が集团的に立地して、コンビナートをつくっております。その内容は、自動車機械工場が 4 社、油の精製工場が 2 社、石油化学の工場が 12 社、鉄鋼関係の会社が 4 社、発電が 2 社、食品工業が 3 社、その他 = 雑とか、ソーダとかあるいは酸素であるとか、こういうものが 10、かようなことで 45 社が立地しております。先ほど、大阪の場合は産業廃棄物が月に約 52 万トンという説明がありましたが、水島の場合は固形廃棄物が月に約 16 万トンです。それから液状のものが約 4 万立方メートル、かような排出物の状況です。そこで現在、各企業ごとの産業廃棄物の排出状況を漏れなく調査して、大体五つのグループに分けております。その一つは、燃やすことによって問題なく解決できるもの。これは各社ほとんどが出しております。紙くず、繊維くず、わらくず、木くずなどでありまして、これは 45 社すべてがかなり廃棄物を持っております。それから二番目のグループとしては、燃やすことはできるけれども、煙が非常に問題になる会社が 40 社あります。その中には、タールとか、ピッチとか、合成樹脂とか、有機ろ過剤とか、炭の粉とか、そういうものが第二グループで約 40 社あります。それから第三グループは、これまた 40 社ありまして、どろのような状態であるとか、あるいは液体の状態であって燃えないものであります。これは廃酸とか、廃アルカリとか、スラッジとか、その他の液状で燃えな

いものであります。それから第四グループとしては、固形状の不燃物でありまして、これは 45 社すべてが持っております。金属くずとか、ガラスくずとか、スラッグとか、廃鉄とか、あるいは石炭がら、かようなものがあります。第五グループとしては、その他の雑多のごみ、こういうぐあいに五つのグループに分けて、いま 1 年間調査を行なっているのであります。その結果が先ほど申したような、固形物において月に約 16 万トン、液状のものが 4 万立方メートル、ということであります。そこで水島の場合は、現在の操業度は計画されているものの約 40% であります。昭和 50 年には約 80% に到達するであろう、昭和 55 年には 100% に到達する、かように操業度が急速に高まっている状況にありますので、ただいま申し上げた数字は今後毎年急速に増加することが予想されます。そこでこれらの増加する状況に対応して、これをどのように処理していくか、いま検討している最中でありまして、すだ具体的な案を得るまでに至っておりませんが、おおむね大阪と同じような方法で処理しなければならぬであろうと考えております。なお組織については立地している 45 の企業で別個の組織をつくらせるか、あるいは公共団体が一部を出資した新しい組織をつくるか、こういうこともいま研究している最中でありまして、大阪程度にはまだ到達しておりませんが、ただいま岡山県の水島において、こういう産業廃棄物について真剣に検討している最中であることをご報告しておきます。

- 桑原議長 どうもありがとうございました。
- ノールズ・ウィスコンシン州知事 ウィスコンシン州のこの前の議会で、ボート・トイレット法というのが成立しましたが、これは内水面や五大湖で航行する船舶に必ずトイレを設けなければならぬということですが、日本では米国よりもたくさん船舶を使用しておりますので、当然各県でもそういう例があるかと思うのですが……
- 桑原議長 日本は島国でありますから、水産業の公害については非常にたくさん問題を持っていると思いますが、何かご発言ありませんか。

- ローズ・オハイオ州知事 われわれは産業の問題を議論してまいったわけではありますが、都市地域の下水はどういうふうになっておりましたでしょうか。大都市地域では全部下水道を通じて排出されておりますか。河岸に面した都市や海に近い都市ではどうなっていますか。
- 亀井福岡県知事 都市の下水につきましては、大都市では大体終末処理で、最終的にきれいな水にして海に流すという方式をとっております。しかし、都市化の急激に進んでいる地域では、まだまだ完備したものができておりません。一つの市、一つの町で済む問題ではない。いわゆる広域下水道が、これから日本では問題になります。各市町村の区域を越えて、広域の下水道をつくって、終末処理をしたきれいな水を海に流していく、こういうことにいよいよ本格的に取り組む段階になりました。国もこれによって、いままでの下水に対する補助よりも高率の補助をするという方針でありまして、今後はそういう方向で下水の処理をしていきたいと思っております。
- ローズ・オハイオ州知事 もう一つ質問したいと思っております。われわれ、州あるいは国あるいは企業が十分な金をもっていさえすれば、公害問題を解決できると考えてよいでしょうか。
- 亀井福岡県知事 ご質問のとおり、非常に資金的に困っていることは、アメリカの場合と同様であります。特にいままでの下水の仕事は市町村の所管であります。そこで先ほど申しましたように、広域下水道になりますと、市町村から独立した組織体はその主体になっている形になりまして、これには相当資金的な援助が必要であると私は考えております。
- ローズ・オハイオ州知事 もしすべての州、すべての知事が知事と公害問題――固形廃棄物、大気汚染、水質汚濁等――のために必要なだけの十分な金があるならばこの問題を解決できると思われませんか。
- 田中三重県知事 公害対策を実行するための財源が、地方財政としてないということが、われわれの最大の悩みのたねであります。実は午前中に千葉県知事さんから報告がありましたように、ただいま千葉県、三重県、

岡山県の三県の地域に対して、公害対策基本法に基づく公害防止計画の策定を内閣総理大臣から命ぜられているわけです。最近になってようやく三県の防止計画がまとまったのですが、三県で持ち寄って見たら、一応何らかの形で、わずかでも国の補助金があるとか、あるいは起債の道があるというような事業だけを集めてみても三県で1000億円をこえるわけです。そのほかに、現在では国からの補助の制度のない、あるいは起債の道も開かれていない、あるいはいまのような低い補助率では絶対に実行できないというような仕事はそのほかにたくさんあります。ですから法律で公害対策の防止計画を総理大臣から命ぜられても、財源の裏づけがなければ単なるペーパープランに終わってしまうので、われわれはいま非常に困っているわけです。政府に対して強く要請しているわけです。ですから、ただいまのローズ知事さんのご発言はわれわれとしても全く同感であります。日米知事会議の一つの成果として、政府に対し、こういう財源対策を講ずべきであるということでもひとつ出してもらおうと、私としてはたいへんありがたいと思っているくらいです。

- 桑原議長 一応共同声明なり、あるいは決議ということになるでしょうから、そういう趣旨は当然盛り込まれるだろうと思います。
- ローズ・オハイオ州知事 われわれは同じ問題を抱えています。つまり金の問題です。
- 加藤岡山県知事 先ほどくさい魚の問題が出ましたので、岡山県でやっている一つの方法をご紹介します。いままでは残念ながら二つの指定工場がありまして、そこへ小さい船が油をとりにいきます。油の輸送船がから船のときはバラスト・ウォーターを入れなければならないので、それを海に放出して、それで海水が油くさくなり、油が混じる大きな原因でしたが、一応クリーニング・センターをつくって体制を整えておりますからやがて退散すると思います。しかし、いままで数カ年間水島ではくさい魚を処理する方法をいろいろ研究しすした。漁師からくさい魚を買い取り、

その魚をきれいな水に入れて、そこで泳がせてくさみを抜く方法をとってみました。その間に魚がやせてしまうなどのこともあり、なかなかうまくいきませんでした。そこでいまは企業と県と地元の市との三者が金を出し合い、くさくない魚のおおむね半額程度でこれを買って上げております。そしてそれをつくだ煮にしたり、豚にやったり、それから肥料にしたりという風に処理してございまして、最近の数字ですと、年間 1500 万円程度で、そのような処理をしております。しかし、近くクリーニング・センターができたり、油の精製工場や、油を使う企業が新しい活性汚泥法という方法、つまり油を食うバクテリアを養成して、そこで油を食わせてきれいにする活性汚泥法の処理方法等が進んでおります。着々とそういう施設をつくっておりますので、やがてくさい魚はなくなると思います。しかし、今日まで数カ年間はいまのような方法で、企業と県と市が金を出し合って、魚を買って処理していることをご参考に申し上げておきます。

- 桑原議長 どうもありがとうございました。
- ローズ・オハイオ州知事 質問の続きですけれども、イエスかノーか、簡単な答えでどうですか。たとえばいまいろんな問題が出たわけでありましてけれども、たとえば水の浄化に関しては、第二次処理に非常に金がかかることを言っておられる。そこには全然科学的なアプローチがみられないわけです。そういう点で、どんなに金を使っても、それだけでは問題を完全に解決できないのではないかと思います、どうでしょうか。
- ランプトン・ユタ州知事 私はローズさんとは非常に仲がよいので意見を異にすることは余りないのですが要するに彼は、科学的解答がまだ出ていないとおっしゃっているのだと思います。この意見に私は賛成できません。もしわれわれが、科学的研究に十分な金を与えれば、公害問題は全部解決できると思います。つまり、どういう方面に優先権を与えて金を使っていくか、また、われわれが公害を解決を迫られている重大な問題と考えているかどうかということが問題になるわけでありまして。宇宙飛行士はカ

プセルの中に二週間おりますが、その間に水や空気を何度も循環して使っているわけであり、あの狭いところですから。したがってこれは少くとも実験室では技術的に十分可能なことでもあります。もし実験的に可能であるならば、あとは要するに実際に行なうために十分な金を使うかどうかということにかかってくるわけであり、もしローズ知事が技術的な問題が最大のネックだといわれるのであれば私はこれに賛成しません。非常に金がかかる事業だということを彼がいわんとするのであれば私はそれに賛成です。とにかく金を使わなければなりません。

○ ローズ・オハイオ州知事 月に行くのに 280 億ドルかかったわけであり、しかし、われわれはこの問題に関してそんなに金を使っておらないわけであり、私の言わんとしておりますのは、科学的な研究、開発を月に行ったと同じようなマスタープランでもって取りくむことが唯一の問題解決であるということであり、

○ 桑原議長 だいぶ時間も経過したようですので、問題はこの程度で打ち切りたいと存じますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 桑原議長 それではだいぶ時間もたちましたので、本会議に提案された議題につきましてはこの際討議を終了したいと存じます。なおこの際、米国知事団より共同声明についてのご提案があります。その印刷物はすでに皆さまのお手元に配付してあると思いますが、これについてご討議いただきたいと存じます。まず、米国知事団団長ランプトン知事さんより、この趣旨についてご説明をお願いいたします。

○ ランプトン・ユタ州知事 まず共同声明をクリフィールド氏に読んでもらいます。

○ クリフィールド事務局長 全米知事会議と日本国全国知事会との協定に基づき、アメリカの州知事と日本の都道府県知事との相互訪問は、1962年に始められ、じ来おおむね毎年交互に行なわれてきた。日米知事相互訪

間に伴う行事として、日米知事会議及びアメリカの州と日本の都道府県との行政と産業の視察並びに両国政府要人との会見等が行なわれた。これらの活動は、両国地方行政の改善及び経済と文化の交流、両国国民の一そうの理解と親善増進の上に貢献を行なってきた。

本年は、日本国全国知事会の招請により、アメリカ知事団一行は、さる 6 月 24 日訪日し、同月 27 日、東京都、都道府県会館において開催された第 9 回日米知事会議に参加した。この会議の議題は、アメリカ側から提出された「大気と水質改善の方策について」と日本側から提出された「生活及び産業廃棄物の処理について」であった。これら二つの議題は、互いに関連を有するのみならず、現下の日米両国に共通し、かつ、緊急に解決を要する重要問題として時宜に適するものであった。この議題について、両国知事の熱心な討議が行なわれたが、このことは両国地方行政に裨益するところまことに大なるものがあるのみならず、両国国民の福祉に寄与するところまことに絶大なるものがあると確信する。

アメリカ知事団一行は、さる 6 月 25 日天皇皇后両陛下に拝謁の光栄に浴したほか、総理大臣、自治大臣と会見する機会を与えられ、会議後は 7 月 8 日まで、東京都、北海道、香川県、大阪府、京都府、奈良県、三重県等を歴訪して、それぞれの知事と会見、懇談し、さらに躍進する日本の行政と産業を視察し、親しく日本国民と相接する機会を得ることを欣快とする。

大阪で開催中の「人類の進歩と調和」をテーマとする万国博の視察を行なうことは、親しく世界の参加国の産業、経済、技術、文化、芸術等を理解する上に特に深い意義を有し、これにより世界各国国民との一そうの友好を増進するものと信ずる。

よって、この一堂に会した日米両国知事は、地方行政の最高の責任者としての日米両国知事の相互訪問は、両国国民の理解の増進に絶大なる寄与をなし、全世界の福祉と緊張緩和を促進するものであることを確認し、この行事の継

続と発展のため相協力することを誓うものである。(拍手)

- ランプトン・ユタ州知事 この決議案の採択を提案するものであります。日米知事の双方側から採択していただきたいと思えます。
- ハーンズ・ミズリー州知事 私、これを修正するというわけではなく、追加いたしまして、私の姉妹都市である長野県を訪れることを非常に楽しみにしております。これはコミュニケにはありませんが、ミズリー州に関しては、私が州を代表して、姉妹都市を訪れることはたいへん欣快であるという点をちょっとつけ加えさせていただきたいと思えます。
- 桑原議長 ただいまの共同声明につきましてアメリカ側からお話がありました。この提案に対しまして、日本側の意見を池田佐賀県知事よりご発表いただきたいと思えますが、その前に日本文字のほうの朗読をいたしますからお聞き取りいただきます。それでは池田知事さんどうぞ。
- 池田佐賀県知事 ご指名をいただきました佐賀県知事の池田でございます。

ただいまアメリカ知事団よりご提案のありました共同声明に対し、日本側出席知事を代表して意見を述べさせていただきます。

本日の第9回日米知事会議に出席いたしました日本側知事全員は、ただいまご発表のありました共同声明に対しまして、全幅の賛意を表するものであります。仰せのとおり、日米知事相互訪問に伴う日米知事会議と、両国の州と県との行政と産業の視察は、地方行政の改善に資すること多大なものがありましたのみならず、両国国民の理解と親善増進の上にも、重要な役割を演じてまいりました。地方行政の改善の面におきましては、この会議で審議されました事項は、それぞれの県の行政に反映し、また、アメリカを訪問して直接この目で確めてまいりました進んだ行政組織、教育施設、福祉施設、老人と青少年対策、治山治水、観光対策、環境整備及び人口対策等は、私どもに多くの示唆と教示を与え、わが国地方行政の改善に



役立ったのであります。

また、両国の友好親善の面におきましても、一つの例を引用いたしますならば、日米知事相互訪問が契機となって、生まれつちかわれましたアメリカの州と日本の県との姉妹提携も、ワシントン州と兵庫県、ミズリー州と長野県、アイオワ州と山梨県、ジョージア州と鹿児島県、ミシガン州と滋賀県等、その他提携途上にある州、県も二、三の例にとどまりません。そしてこれらの州と県は、全州民、全県民をあげて多彩な行事を行ない、いよいよ友好のきずなを固めているのであります。

特に近年急速に進展する科学と技術のため多くの重要問題をかかえ、これが解決を迫られているのでありまして、日米知事の相互訪問は一段と重要性を高めております。

よってご提案に賛成し、この行事の継続と発展を願うものであります。

ご清聴ありがとうございました。(拍手)

- 桑原議長 ただいまの共同声明に対する両国知事さん方のお考えは全く一致しているのでありますが、この共同声明を今回の知事会議の正式決定にすることとしてよろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」と呼び者あり〕

- 桑原議長 それではご異議ないものと認めまして、この共同声明は今回の知事会議の総意によって、ここに正式に決定したことを宣言いたします。

なお次に、お手元に「国際的研究協力に関する決議」という案文を配付してありますが、これまた米国の知事さん方からのご提案でありますので、これにつきまして米国の知事さんのほうからご説明をお願いいたします。

- ローズ・オハイオ州知事 アメリカの大学では 6、7 年の間西ドイツのほか、ソビエト、オーストラリア、日本、イギリス、カナダなどに使節団を送って、水、大気及び産業廃棄物等の処理について視察を行ないました。そしてあるところではアメリカよりもよい措置をしていることを知り、またある組織においては、わが国よりも技術的に先に行っており、またすぐ

れていることを知りました。そして水の処理がどうなっているか、また固形廃棄物の処理がどのようになっているかを世界的に知る必要があると考えたわけです。したがって、このことに関してここで国の中におけるヘッドクォーターをつくるように大統領にも言ったわけでありますが、ここに関連したことでありますので、もしここでその問題解決のために何かできるならば、ここで討議したいと思ったわけであります。われわれ州がこの問題に積極的に取り組んで、何らか具体的なことを考えたということを記録すれば、これは一銭の金もかからずたいへんな貢献になる。そしてこの問題の解決に対して大きな第一歩をしるすことになると思います。

すなわち、われわれが知事としてこの問題の解決のために一生懸命努力していることを記録に残しておくことは非常に意義があると思ひまして、私この決議案を提案した次第であります。まだまだ問題はいろいろとありましようけれども、ここで、これだけの知事が集まったわけでありますから、何か具体的なことをやったということを紙に残しておこうと思った次第であります。知事会の事務局長に決議案を読んでもらいます。

- クリフフィールド事務局長「国際的研究協力に関する決議」今回の第9回日米知事会議における討議において、大気及び水の汚染の問題は、明らかに政治的境界を越えていることを示したので、この問題は全州と全県、全国的並びに国際的問題とすべきである。

環境汚染と戦う基本的方策は、全世界の国民の協力のもとに、最高の頭脳と技術的可能性を利用する有効な研究と開発計画によってのみ改善されるものである。

よって、日米知事会議は、日米の国家的指導者に対し、環境の改善に対する強力な計画樹立のため、研究能力の集中を実現する切実な国際的相互協定に向かって、努力を強化されるよう、勧告すべきことを決議する。

- 桑原議長 ただいまお聞き及びのとおりであります。この「国際的研究協力に関する決議」につきまして何かご質疑・ご意見ございますか。別

にご質疑・ご意見なければ、この「国際的研究協力に関する決議」を日米知事会議の決定とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 桑原議長 それでは満場のご賛成をいただきまして、この決議をここで決定したいと思います。
- フェレ・プエルト・リコ知事 これにちょっと追加をしたいと思います。それはいま配付しておりますものですが、これを追加することをちょっと検討していただきたいと思います。この修正案の目的は、要するに、それにつけ加えて、何らかの国際的な最低基準を設け、それを各国が採択することによって、公害問題の解決のための具体的な行動を期待するものであるという文をこれにつけ加えることでもあります。
- 桑原議長 さらに心配りました決議の末尾のほうに、ただいまアメリカ側からさらにご意見がございまして三行ほど追加することになったのでございますが、これにつきましてはいまのフェレさんのご説明でご理解できると存じますが、さらにこれをお読みいただけますか。
- フェレ・プエルト・リコ知事 この決議案のあとにもう一節つけ加えることでもあります。その内容は、さらに、水及び空気の汚染に対して世界的組織を持つ協会といったような自主的な機関が設立されることを決議する。この新しい一節をつけ加えるという案であります。
- 桑原議長 いかがでしょうか。追加がありましたので、ここに追加した次第であります。これを含めて全部決議とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 桑原議長 それではご出席の両国知事さんの満場のご一致をもって、ここに「国際的研究協力に関する決議」が成立いたしました。まことにありがとうございます。

続いて閉会式を行ないたいと存じますが、まずランプトン米国知事団

長さんからごあいさつをいただきたいと思います。

- ランプトン・ユタ州知事 どうも議長さんありがとうございました。アメリカ知事団全員を代表しまして、この議事を非常にスムーズに運んでいただいたことに対し心から感謝いたします。

世界の人々が、地理的には非常に離れておりますけれども、気持ちの上では非常に近い。都市の問題、州の問題、県の問題に関して、ほとんど同じような問題に直面し、同じような認識を持っていることを発見しましてたいへん深い印象を受けた次第であります。特に双方のことばの障害を取り除いてわれわれ合意に達したわけではありますが、うしろのボックスにおります通訳者が非常にいい仕事をしてくれたことについて、ひとつつかさいを送りたいと思います。われわれ今日いろいろ深刻な問題に直面しております。その意味できょうの会合は、こうして日本に出かけてきただけの価値があったと思います。この問題に知事として焦点を合わせることができ、そしてこの問題の理解をより深めることができたと思います。そして日本側の知事の皆さんの経験から、われわれとしては大いに学ぶところがあったと思っております。

あと一年いたしますと、今度は日本側から日本の知事団をアメリカに送っていただくことになるわけではありますが、その際にはまた重要な社会問題を議論することになると思います。皆さま方をアメリカにお迎えすることを楽しみにしております。そしてそのときには、皆さま方がわれわれにしてくださったと同じような厚い歓迎を皆さまにしたいと思っております。

(拍手)

- 桑原議長 それでは私より、日本側知事を代表いたしまして、一言閉会にあたりごあいさつを申し上げます。

本日は午前、午後の長時間にわたりこの会議にご列席いただき、熱心にご討議を続けられ、さぞお疲れのことと存じます。日本側知事を代表して、アメリカの知事さんに特に厚くお礼を申し上げます。

自然のままの空と水を取り戻せということは、ニクソン大統領も熱心に提唱しておられる問題でありまして、日米のみならず全世界の問題であります。特にアメリカと日本におきましては、深刻な問題として緊急に解決が要請されております。しかしながら、これは決して天災ではないのでありまして、人間の努力により解決可能であることは、かつてスモッグに悩まされた英国のロンドン市や、また米国のピッツバーグ市が、自然の空を取り戻したことにも例証されているのであります。本日この問題がアメリカ側から提案されましたことは、まことに適切でありました。私どもは、本日討議されました事項を参考にして、この問題の解決に努力していきたいと存じております。

日本側から提案されました「生活及び産業廃棄物の処理」の問題も、アメリカ側ご提案の問題と密接な関連を有する問題でありまして、日米期せずして刻下の重要問題を取り上げ、討議されましたことは、まことに喜びに存ずる次第であります。

特に日本は、戦後、短期間に急速な発展を遂げたのでありまして、生活及び産業廃棄物の処理は非常に立ちおけております。今日、この問題について多くのご教示を得ましたことを心から感謝いたしますとともに、今後とも一そうのご協力を賜われますよう、切にお願いする次第であります。

まことに有益な会議が行なわれましたことに対し、重ねて衷心よりお礼申し上げ、特にランプトン知事さんはじめアメリカの知事さん方のご意見に対し、最後ではございますが、最大の感謝と敬意を表しまして、この会を閉じることといたします。どうもありがとうございました。(拍手)

午後 3 時 40 分散会

## 5. 共 同 声 明

全米知事会議 (National Governors' Conference) と日本国全国知事会 (National Governors' Association of Japan) との協定に基づき、アメリカの州知事と日本の都道府県知事との相互訪問は、1962年に創められ、爾来概ね毎年交互に行われてきた。

日米知事相互訪問に伴う行事として、日米知事会議及びアメリカの州と日本の都道府県との行政と産業の視察並びに、両国政府要人との会見等が行われた。これらの活動は、両国地方行政の改善及び経済と文化の交流、両国々民の一層の理解と親善増進のうえに、貢献を行ってきた。

本年は、日本国全国知事会の招請により、アメリカ知事団一行は、さる6月24日訪日し、同月27日、東京都、都道府県会館において開催された第9回日米知事会議に参加した。この会議の議題は、アメリカ側から提出された「大気と水質改善の方策について」と日本側から提出された「生活及び産業廃棄物の処理について」であった。これら二つの議題は、互に関連を有するのみならず、現下の日米両国に共通し、かつ、緊急に解決を要する重要問題として時宜に適するものであった。

この議題について、両国知事の熱心な討議が行われたが、このことは両国地方行政に裨益するところまことに大なるものがあるのみならず、両国々民の福祉に寄与するところ真に絶大なるものがあると確信する。

アメリカ知事団一行は、さる6月25日天皇皇后両陛下に拝謁の光栄に浴したほか、総理大臣、自治大臣と会見する機会を与えられ、会議後は、7月8日まで、東京都、北海道、香川県、大阪府、京都府、奈良県、三重県等を歴訪して、それぞれの知事と会見、懇談し、更に躍進する日本の行政と産業を視察し、親しく日本国民と相接する機会を得ることを欣快とする。

大阪で開催中の「人類の進歩と調和」をテーマとする万国博の視察を行うことは、親しく世界の参加国の産業、経済、技術、文化、芸術等を理解する

うえに特に深い意義を有し、これにより世界各国国民との一層の友好を増進するものと信ずる。

よって、この一堂に会した日米両国知事は、地方行政の最高責任者としての日米両国知事の相互訪問は、両国国民の理解の増進に絶大なる寄与をなし全世界の福祉と緊張緩和を促進するものであることを確認し、この行事の継続と発展のため相協力することを誓うものである。

## 6. 協力的国際研究に関する決議

第9回日米知事会議における討議において、大気及び水の汚染の問題は、州、県、国又は国際的の如何を問わず、政治的境界を越えた問題であることを確認した。

環境汚染と闘う基本的方法は、相協力して、すべての国民の最高の頭脳と技術を結集する一層効果的な研究と開発によってのみ改善し得るものである。

よって日米知事会議は、次のように決議する。

1. 環境改善を目的とする強力な計画樹立のため、研究能力を結集することを可能にする国際的相互協定を実現するため、最大の努力を支払うよう、日米両国の指導者に勧告すること。
1. 汚染に対する環境保護のため、自発的活動を通じ、すべての国民に採択されるような国際的最低基準を設定し、終局的には、国際協会を設立すること。